

令和4年第3回
城里町議会定例会議案書

城 里 町 議 会

令和4年第3回城里町議会定例会議事日程

令和4年10月12日（水）午前10時 開議

- | | | | |
|-------|------------|--|------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| | 番 | 番 | 番 |
| 日程第 2 | 会期の決定 | 会期 | 日間限り |
| 日程第 3 | 承認第 5号 | 専決処分第5号（城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて | |
| 日程第 4 | 議案第39号 | 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 日程第 5 | 議案第40号 | 城里町地域振興基金条例を廃止する条例について | |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例について | |
| 日程第 7 | 議案第42号 | 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例について | |
| 日程第 8 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について | |
| 日程第 9 | 議案第44号 | 損害賠償額の決定及び和解について | |
| 日程第10 | 議案第45号 | 城里町過疎地域持続的発展計画の変更について | |
| 日程第11 | 議案第46号 | 令和4年度城里町一般会計補正予算（第2号）について | |
| 日程第12 | 議案第47号 | 令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | |
| 日程第13 | 議案第48号 | 令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | |
| 日程第14 | 議案第49号 | 令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について | |
| 日程第15 | 議案第50号 | 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について | |
| 日程第16 | 議案第51号 | 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）について | |
| 日程第17 | 議案第52号 | 令和3年度城里町一般会計決算認定について | |
| 日程第18 | 議案第53号 | 令和3年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について | |
| 日程第19 | 議案第54号 | 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について | |
| 日程第20 | 議案第55号 | 令和3年度城里町介護保険特別会計決算認定について | |
| 日程第21 | 議案第56号 | 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について | |
| 日程第22 | 議案第57号 | 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について | |
| 日程第23 | 議案第58号 | 令和3年度城里町水道事業会計決算認定について | |
| 日程第24 | 議案第59号 | 令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定について | |
| 日程第25 | 議案第60号 | 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | |
| 日程第26 | 陳情第 1号 | 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情 | |
| 日程第27 | 陳情第 2号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める陳情 | |
| 日程第28 | 報告第55号 | 議会運営委員会視察研修報告書 | |
| 日程第29 | 報告第56号 | 議会広報委員会研修報告書 | |
| 日程第30 | 報告第57号 | 城里町避難行動要支援者支援制度実施要綱 | |
| 日程第31 | 報告第58号 | 令和4年度城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱 | |

- 日程第32 報告第59号 令和4年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱
- 日程第33 報告第60号 城里町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の償還払による助成金交付要綱
- 日程第34 報告第61号 令和4年度城里町農業資材高騰対応応援給付金交付要綱
- 日程第35 報告第62号 城里町新規就農者育成総合対策資金交付要綱
- 日程第36 報告第63号 令和4年度城里町事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱
- 日程第37 報告第64号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第38 報告第65号 一般財団法人城里町開発公社決算報告書
- 日程第39 報告第66号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書
- 日程第40 報告第67号 株式会社物産センター山桜決算報告書
- 日程第41 報告第68号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

諸 般 の 報 告

6月

日	曜日	行事名	場所	出席者
2日	木	住民監査請求監査	役場2階庁議室	関議員
6日	月	区長会総会	コミセン研修室	議長
7日	火	議会運営委員会	委員会室	議長・議運委員
8日	水	城里町農業振興地域整備促進協議会	役場3階会議室	正副議長・猿田委員長
9日	木	第3回城里町社会福祉協議会理事会	常北保健センター研修室	議長
		城里町観光協会総会	コミセン研修室	議長・加藤木委員長
10日	金	全員協議会	議場	全議員
12日	日	ななかいの里ほたるの夕べ	北の根水田周辺	議長
14日	火	第2回定例会 初日	議場	全議員
15日	水	一般質問（4名）	議場	全議員
16日	木	一般質問（3名）	議場	全議員
19日	日	水戸桜ノ牧高等学校常北校10周年記念式典	水戸桜ノ牧高等学校常北校 体育館	議長
21日	火	最終日	議場	全議員
22日	水	例月出納検査	役場2階庁議室	関議員
		第1回城里町地域公共交通会議	役場3階会議室	加藤木委員長
27日	月	城里町地域包括支援センター運営協議会	役場3階会議室	議長・加藤木委員長
		城里町地域密着型サービス運営委員会		
		認知症初期集中支援チーム検討委員会		
28日	火	笠間地区交通安全母の会連絡協議会総会	笠間公民館	議長
		コミュニティセンター城里運営委員会	コミセン3階会議室	猿田委員長
		城里町開発公社評議員会	ホロルの湯	関議員
29日	水	花いっぱい運動コンクール	コミセン3階会議室	議長
30日	木	水戸・小美玉・東茨城地区社会教育委員連絡協議会	茨城町役場	猿田委員長

7月

日	曜日	行事名	場所	出席者
1日	金	第1回城里町行財政改革懇談会	役場2階庁議室	議長・加藤木委員長
		常北校の将来を考える会	水戸桜ノ牧高校常北校	議長・猿田委員長
		茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校後援会総会		
		住民監査請求監査	役場2階庁議室	関議員
4日	月	ADAS試験場お披露目会	城里テストセンター	議長

日	曜日	行事名	場所	出席者
7日	木	つくば市・大子町間幹線道路整備促進協議会総会	笠間市消防本部	議長
11日	月	図書館協議会・委員委任状交付	桂図書館	猿田委員長
		城里町交通安全対策協議会	役場3階会議室	議長
12日	火	例月出納検査	役場2階庁議室	閑議員
		青少年育成城里町民会議総会	コミセン研修室	議長・猿田委員長
		第1回城里町社会教育委員及び公民館運営審議会委員会議	コミセン研修室	猿田委員長
14日	木	那珂川改修期成同盟会定期総会	水戸市役所	議長
		広報委員会	委員会室	議長・広報委員
19日	火	議会運営委員会視察研修	大洗町役場	議長・議運委員
22日	金	夏の交通事故防止県民運動に伴う街頭キャンペーン	物産センター山桜	議長
26日	火	住民監査請求監査	役場3階会議室	閑議員
28日	木	第17回城里町ふれあいの船代替事業出発式	常北公民館 体育館	議長・猿田委員長

8月

日	曜日	行事名	場所	出席者
1日	月	決算審査（～8/5）	役場2階庁議室	閑議員
5日	金	学校給食センター運営委員会	常北学校給食センター	副議長・猿田委員長
		第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会 議会運営委員会	水戸市役所	加藤木議員
		第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会 全員協議会		
8日	月	大子町新庁舎内覧会	大子町役場	議長
10日	水	例月出納検査	役場2階庁議室	閑議員
18日	木	第8回県央地域議長懇話会	水戸市役所	議長
19日	金	第2回定例会（町村会・議長合同会議）	市町村会館	議長
30日	火	第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会	水戸市役所	加藤木議員

9月

日	曜日	行事名	場所	出席者
8日	木	第2回国民健康保険運営協議会	役場3階会議室	議長・三村委員長 加藤木委員長 猿田委員長
13日	火	例月出納検査	役場2階庁議室	閑議員
20日	火	町村議会広報研修会	シェーンバッハ・サボー	議長・広報委員
21日	水	秋の全国交通安全運動に伴う街頭キャンペーン	旧坏小交差点	議長
27日	火	定期審査	役場2階庁議室	閑議員
30日	金	城里町開発公社理事会	ホロルの湯	閑議員

令和4年第3回議会定例会会期日程（案）

令和4年10月12日（水）午前10時開会

日次	月 日	曜日	種 別	議 事 内 容
1	10月12日	水	本会議	開 会 提案理由説明、陳情、決算委員会付託 散 会
2	10月13日	木	休 会	決算審査
3	10月14日	金	休 会	決算審査
4	10月15日	土	休 会	議案調査
5	10月16日	日	休 会	議案調査
6	10月17日	月	休 会	議案調査
7	10月18日	火	本会議	一般質問
8	10月19日	水	休 会	議事整理
9	10月20日	木	休 会	議事整理
10	10月21日	金	本会議	開 議 委員長報告、質疑、討論、採決、陳情、報告 閉 会

令和4年第3回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
1	11	関 誠一郎 (一問一答方式)	1. 高齢者に於ける緊急ブレーキシステムに補助金を	町 長 担当課局長
			(1) 免許返納制度も有るが、その前段として補助できないか	
			2. 道の駅かつら移転に伴う土地買収は	町 長 担当課局長
			(1) 議会に於いて測量、基本設計、実施設計の予算を認めたが、その後土地買収はしたのか	
			3. 石塚浄水場の見直しを	町 長 担当課局長
			(1) 毎年、那珂川の渇水時に於ける水道水の悪臭はひどく、今年も6月、7月に町民から苦情があったと聞くが、何件あったのか	
			(2) 対策は講じたのか	

令和4年第3回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
2	1	高橋 裕子 (一問一答方式)	1. おひさま学童クラブ施設整備について	町 長
			(1) 児童の思い、保護者目線、感染症対策を考慮した上で、どう思うのか	
			(2) 予算確保はできるのか	
			(3) 今後について	
			2. 高校生のインターハイ出場への援助について	町 長 教育長
			(1) 高校生のインターハイ出場はどの程度あるのか	
			(2) 近隣市町村の援助はどの程度あるのか	
			(3) 援助は可能か	
			3. バス停付近の防犯灯設置について	町 長
			(1) 1か所の設置にどの程度かかるのか	
			(2) 全箇所設置できるのか	

令和4年第3回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
3	8	藤咲 芙美子 (一問一答方式)	1. 補聴器購入に補助を	町 長
			(1) 購入時の諸条件について具体的に	担当課局長
			①補聴器補助年齢	
			②医師の診断書必要の有無	
			③課税、非課税の有無	
			④購入費の補助額	
			⑤補助金の回数	
			2. 夜間診療ができる医療施設を	町 長
			(1) 夜間診療できる診療所を	担当課局長
			(2) 子育て世帯に安心を	
			(3) 高齢者の夜間診療に安心を	
			3. デマンドタクシーについて	町 長
			(1) 町外とは隣接市町村とは限らないが対象は	担当課局長
			(2) 格安タクシーの導入とは現在より安価なのか	
			(3) 増車により使いやすくとは、どのようになるのか	
			(4) 土曜・日曜はいつから開始されるのか	
			4. 後期高齢者医療被保険者証について	町 長
			(1) 2回目送付とは何か	担当課局長
			(2) 町民に説明はしてあるのか	

令和4年第3回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
4	3	綿引 静男 (一問一答方式)	1. 町政8年間の総括とこれからの4年間の目標について	町 長
			(1) 成果	
			(2) 課題	
			(3) 選挙を通して得られたこと	
			(4) 今後の目標	
			2. 水道事業の方向性について	町 長
			(1) 経営状況	
			(2) 将来ビジョン	

所 信 表 明

本日ここに、令和4年第3回城里町議会定例会の開会にあたり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

令和4年8月28日の城里町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ、各方面の方々から温かいご支援を賜り、引き続き町政を担わせていただくことになりました。3期目の信任をいただきましたことは、誠に光栄に存じますとともに、改めてその責任の重さをひしひしと痛感しているところであります。

さて、城里町にとって私が担った8年間は、合併して誕生した城里町が今後30年から50年間は使用していくであろう主要施設の整備を集中的に行った期間となりました。役場本庁舎をはじめ、環境センター、七会診療所、桂中学校体育館、七会町民センターアツマーレなどを竣工させることができ、新生「城里町」の骨格を固めることができました。

また、茨城県で1番を誇る手厚い子育て支援が支持され、若いファミリー層の転入が続いており、子どもの数の減少を緩和してくれています。

そのうえで、町の財政状況は、将来負担比率（町の実質的な借金の標準的な財政規模に対する割合）を約75%から45%へと大きく減少させ、着実に健全化の道を歩むことができました。これも、主要事業の実施にあたって国や県と連携し、手厚い財政支援をいただいたことの賜物と存じております。こういった実績が町民の皆さまにご評価いただいたと確信し、引き続き、住み良い町の実現と健全な財政の両立を図ってまいります。

さて、ウクライナにおける戦争の影響により、電気代の値上げなど、約30年ぶりの急激な物価の高騰が続いています。城里町

としては、ひとり5千円の商品券の配布により家計支援を行っているところです。さらに今後は、販売農家および中小企業などの事業者に対して、すみやかに物価高騰対策の支援金（5万円）の給付を行いたいと考えています。

今後の4年間の課題として、①防災力の強化、②高齢者等福祉の充実、③子育て支援の充実、④産業の振興の4つの柱を掲げさせていただきました。これら4つの施策を着実に前に進め、4年後に町民の皆さまからきちんとしたご評価をいただけるように、日々仕事に取り組んでいくことをお誓い申し上げ、3期目の就任のごあいさつとさせていただきます。

提出議案の概要説明（要旨）

令和4年第3回城里町議会定例会にあたり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第 5号 専決処分第5号（城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等、所要の改正をしたものです。

議案第39号 城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。医師住宅を普通財産にするため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、使用しなくなった医師住宅2棟を廃止するものです。

議案第40号 城里町地域振興基金条例を廃止する条例についてであります。地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成のため必要な経費に全てを充てたことから、町条例を廃止するものです。

議案第41号 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例についてであります。スポーツ及び芸術文化の振興のため必要な経費に全てを充てたことから、町条例を廃止するものです。

議案第42号 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例についてであります。家族旅行村施設の営繕のため必要な経費に全てを充てたことから、町条例を廃止するものです。

議案第43号 工事請負契約の締結についてであります。令和3年度城里町環境センターストックヤード建設工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第44号 損害賠償額の決定及び和解についてであります。令和4年6月14日に発生した町内公道における物損事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 城里町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。令和4年4月1日より旧桂村の区域が過疎地域に指定されたことに伴い、計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第46号 令和4年度城里町一般会計補正予算第2号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,027万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億893万2千円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入を追加し、町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費を追加し、議会費及び消防費を減額するものです。

議案第47号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,505万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,861万2千円とするものです。

歳入では、県支出金及び繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び基金積立金を追加し、総務費を減額するものです。

また、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ129万5千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,475万7千円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、医業費を追加し、総務費を減額するものです。

議案第48号 令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ85万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,984万6千円とするものです。

歳入では、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

議案第49号 令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算第1号についてありますが、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,346万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,708万3千円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を追加するものです。

また、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ609万1千円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、繰出金を追加するものです。

議案第50号 令和4年度城里町水道事業会計補正予算第1号についてであり

ますが、収益的収入の既決予定額に2, 300万円を追加し、収入の予定額を7億2, 172万1千円とし、支出の既決予定額に、6, 800万円を追加し、7億6, 672万1千円するものです。

収入では、受託工事収益を追加するものです。

支出では、原水及び浄水費、受託工事費並びに総係費を追加するものです。

議案第51号 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算第1号についてであります。収益的収入及び支出の既決予定額に、それぞれ2, 191万2千円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ11億8, 125万6千円とするものです。

収入では、営業外収益を追加するものです。

支出では、営業費用及び営業外費用を追加するものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入の既決予定額に変更はなく、支出の既決予定額に、2, 135万4千円を追加し、9億3, 314万円とするものです。

支出では、建設改良費を追加するものです。

議案第52号 令和3年度城里町一般会計決算認定について

議案第53号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第54号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第55号 令和3年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第56号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第57号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第58号 令和3年度城里町水道事業会計決算認定について

以上、7議案についてであります。地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。

議案第59号 令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定についてであります。令和4年3月31日をもって水戸地方農業共済事務組合が解散し

たことに伴い、地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。

議案第60号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。前任委員の逝去に伴い、欠員となっていたことから、その後任として、牛久市南7丁目15番地19号 ^{たかはし}高橋 ^{けんじ}研二さんを選任するものであります。

^{たかはし}高橋さんは現在、茨城県不動産鑑定士協会の会長職を務めており、固定資産の評価に関する識見を有し、人格高潔で委員として最適任であると考えております。

この度、同協会からの推薦をいただきましたので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

令和4年第3回定例会 決算特別委員会議案付託表（案）

城 里 町 議 会

付託先委員会		議案番号	議 案 名	付 託 日	備 考
決算特別委員会		議案第52号 ～ 議案第59号	令和3年度城里町一般会計決算認定について ～ 令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定について	令和4年 10月12日(水)	
委員 会 別 の 審 議 案 件	総務民生	議案第52号	令和3年度城里町一般会計決算認定について(所管分)	審議日 10月13日(木)	
		議案第53号	令和3年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について		
		議案第54号	令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
		議案第55号	令和3年度城里町介護保険特別会計決算認定について		
	教育産業	議案第52号	令和3年度城里町一般会計決算認定について(所管分)	審議日 10月14日(金)	
		議案第56号	令和3年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について		
		議案第57号	令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について		
		議案第58号	令和3年度城里町水道事業会計決算認定について		
		議案第59号	令和3年度水戸地方農業共済事務組合事業会計決算認定について		

承認第 5号

専決処分第5号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

専決第 5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年 9月26日

城里町長 上遠野 修

令和4年城里町条例第10号

城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

城里町職員の育児休業等に関する条例（平成17年城里町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が」に、「（以下「特定職」という。）」を「（以下「特定職」という。）」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その療育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「この条及び次条において」を削り、同条第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に

該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き作用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「すでに」を「既に」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第2条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)</u>であって、<u>次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その療育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合であっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を</u></p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤に限る。)</u></p>

している非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるとき

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に

は、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(追加)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と

掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがな

された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（追加）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き作用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（追加）

(1) (略)

(2) (略)

（追加）

い場合

(削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1)～(4) (略)

(削除)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条～第9条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業とした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(追加)

第4条～第9条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(以下略)

附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第2条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子についてすでにしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(以下略)

議案第 39 号

城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 10 月 12 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 4 年 月 日

令和4年城里町条例第 号

城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例（平成21年城里町条例
第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

城里町国民健康保険沢山診療所医師住宅—A棟	東茨城郡城里町大字阿波山166番地の1
城里町国民健康保険沢山診療所医師住宅—B棟	東茨城郡城里町大字粟835番地

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町国民健康保険診療所医師住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		現 行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 医師住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 医師住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
城里町国民健康保険七会診療所医師住宅一B棟	東茨城郡城里町大字小勝709番地	城里町国民健康保険沢山診療所医師住宅一A棟	東茨城郡城里町大字阿波山166番地の1
		城里町国民健康保険沢山診療所医師住宅一B棟	東茨城郡城里町大字栗835番地
		城里町国民健康保険七会診療所医師住宅一B棟	東茨城郡城里町大字小勝709番地
附 則 この条例は、公布の日から施行する。			

議案第40号

城里町地域振興基金条例を廃止する条例について

城里町地域振興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

令和4年城里町条例第 号

城里町地域振興基金条例を廃止する条例

城里町地域振興基金条例（平成17年城里町条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例について

城里町城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

令和4年城里町条例第 号

城里町城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例
城里町城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例（平成17年城里町条例第64号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例について

城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

令和 4 年城里町条例第 号

城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例

城里町家族旅行村基金条例（平成 17 年城里町条例第 72 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年城里町条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和3年度 城里町環境センターストックヤード建設工事
- 2 契約の金額 82,170,000円
(内消費税額7,470,000円)
- 3 契約の相手方 茨城県水戸市けやき台2-13-2
コスモ総合建設 株式会社
代表取締役 池田 勇夫
- 4 契約の方法 一般競争入札

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

様式第3号(第6条関係)

入 札 結 果 一 覧 表

(担当課等 : 町民課)

工 事 名 (事 業 名) : 令和3年度 城里町環境センターストックヤード建設工事

工 事 場 所 (事 業 場 所) : 東茨城郡城里町大字下古内 地内

入 札 日 : 令和4年9月22日(木) 午前9時00分

(単位 : 円)

商号又は名称	入 札		見 積		摘 要
	第1回	第2回	第1回	第2回	
コスモ総合建設(株)	74,700,000				落札
常北建設工業(株)	74,770,000				
株木建設(株)	74,800,000				
(有)大座畑建設	辞退				
(有)東海組	辞退				
上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申し込みに係る価格である。					
落 札 者	コスモ総合建設 株式会社				
落 札 金 額	74,700,000				
予 定 価 格	74,810,000				
最 低 制 限 価 格	68,780,000				

※工期 本契約日(議会の議決を得た日)の翌日から令和5年3月20日まで

議案第44号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和4年6月14日 午前8時00分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字錫高野地内 町道8-1075号
- 3 相手方 城里町大字錫高野在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 50% 相手方 50%
(2) 損害賠償金額 金 12,500円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の状況 相手方が自家用車で町道8-1075号線を走行していたところ、町道の穴が開いている部分に乗り上げてしまい、左側前輪のタイヤがパンクした物損事故。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

議案第45号

城里町過疎地域持続的発展計画の変更について

城里町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

別 紙

城里町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年10月

茨城県東茨城郡城里町

はじめに

1. 趣旨

平成 17 年 2 月 1 日に、東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村が合併し、城里町が誕生しました。これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定により、過疎地域として指定されていた旧七会村の区域については、合併後も同法第 33 条第 2 項の規定により、一部過疎地域として同法が適用されました。

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、引き続き旧七会村の区域が一部過疎地域として指定されたことに伴い、同法第 8 条の規定に基づき定めました。

続いて、令和 4 年 4 月 1 日に令和 2 年国勢調査の結果により、旧桂村の区域が指定されたため、本計画の改訂を行います。

2. 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により、一部過疎地域とされた旧七会村及び旧桂村の区域を対象とします。

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	城里町の概況	1
ア	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	5
ウ	社会経済的発展の方向	6
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
ア	人口の推移と動向	6
イ	産業の推移と動向	11
(3)	行財政の状況	14
ア	行政の状況	14
イ	財政の状況	15
ウ	主要公共施設等の整備状況	17
(4)	地域の持続的発展の基本方針	17
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	18
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	18
(7)	計画期間	19
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	19
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
3	産業の振興	20
4	地域における情報化	26
5	交通施設の整備、交通手段の確保	26
6	生活環境の整備	31
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
8	医療の確保	38
9	教育の振興	40

1 0	集落の整備	43
1 1	地域文化の振興等	44
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	46
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46

1 基本的な事項

(1) 城里町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、茨城県の西北部に位置し、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市、常陸大宮市と那珂川で境し、西は栃木県茂木町に接している。

地形的には、東部側の沖積平野地帯と中西部の八溝山系南端部の標高 200m 前後の丘陵地帯に分かれ、東部に那珂川、中西部に那珂川の支流である藤井川をはじめとする多くの河川が流れている。

地勢は、東西に約 19 キロメートル、南北に約 13 キロメートルに及び、総面積は 161.80 平方キロメートルで、全体の約 62 パーセントを森林が占めている。

年間平均気温は、13.4℃、年間降水量は 1,354mm 前後、降雪は年数回程度と少なく過ごしやすい地域である。

七会地区は、町の西部に位置し、県都水戸市から 25 キロメートル、笠間市より 8 キロメートル圏内、南に笠間市、東に水戸市・(旧常北町)、北に常陸大宮市、西に栃木県茂木町に接している。

地勢は、東西に 8 キロメートル、南北に 10.5 キロメートル、総面積 63.04 平方キロメートルを有し、周囲は八溝山系が走り、鶏足山 (430.5m)、花香月山 (378.2m)、八瓶山 (344.5m)、高取山 (355.9m)、高田山 (255.4m) 等の山岳によって囲まれている。

河川は藤井川、塩子川、涸沼川が西から東へ流れており、いずれも最上流部である。

桂地区は、町の北部に位置し、南は江川を境に旧常北町、北及び東は常陸大宮市、西は旧七会村に接している。

地勢は、東西に 8.5 キロメートル、南北に 7.5 キロメートル、総面積 46.33 平方キロメートルを有し、那珂川流域の平坦地帯と八溝山に連なる台地とに二分される。

河川は東側に那珂川、錫高野の奥地から流れて岩船川と合流し那珂川に注ぐ桂川、その他皇都川、江川と水利に恵まれている。

(歴史的条件)

本町は、明治 22 年の市町村制施行時に、石塚村、小松村、西郷村、坪村、岩船村、沢山村、七会村の 7 村に分かれていた。大正 8 年に石塚村が町制を施行し石塚町となり、昭和 30 年には、石塚町と小松村、西郷村が合併し常北町が誕生し、同じく坪村と岩船村、沢山村が合併し桂村が誕生した。

七会地区は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制によって七つの村を合併し七会村となり、平成元年に村制施行 100 周年を迎えた。

平成 17 年 2 月 1 日に常北町と桂村、七会村が合併し城里町が誕生し、平成 27 年に合併 10 周年を迎えた。

(社会的・経済的条件)

本町は、県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道をはじめとする主要高速道路など交通アクセスに恵まれている。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道水戸茂木線、日立笠間線、笠間緒川線、石岡城里線、一般県道阿波山徳蔵線、錫高野石

塚線、鶏足山線、鶏足山片庭線、真端水戸線、赤沢茂木線が縦横に走っている。

これらの幹線道路は、山がちな地形から狭隘区間もあり、通過交通の増加に伴い円滑な通行に支障をきたしている箇所もある。

公共交通は、町内全域にデマンド交通「ふれあいタクシー」の運行や民間路線バスによる町内各地域と常陸大宮市（旧御前山村地区）、水戸市を結ぶ運行があるが、乗客数の減少などが課題である。

経済交流圏は、水戸市、常陸大宮市、笠間市、栃木県茂木町とのつながりが深い。

土地利用については、総面積 161.80 平方キロメートルのうち田、畑が 28.65 平方キロメートル（18 パーセント）、山林、原野が 99.79 平方キロメートル（62 パーセント）、宅地 7.18 平方キロメートル（4 パーセント）、その他が 26.16 平方キロメートル（16 パーセント）となっている。

町東部側の沖積平野地帯と全体の約 62 パーセントを占める山林原野が西部側にあり、自然環境に恵まれた地域であるが、今後森林の保全など維持機能対策が課題となっている。

七会地区の主要道路は、水戸市より栃木県茂木町に通ずる県道水戸茂木線が東西に走り、東北より南に走る県道阿波山徳蔵線、笠間市より七会地区中央部を南北に走る県道笠間緒川線、両線の合流地点から下赤沢を経て笠間市に至る県道鶏足山線並びに鶏足山片庭線、更に涸沼川沿いに走る県道真端水戸線があり、地区住民の生活道路、産業道路としての役割を果たしている。南部（徳蔵、上・下赤沢、真端、大綱）は笠間市と県道笠間緒川線を通じ深いかかわりを持ち、東部（小勝）は常北地区と、北部（塩子）は栃木県茂木町と県道水戸茂木線を通じ旧来から日常生活に深くかかわりつつ発展してきたが、自動車の普及とともに生活体系も変化し、水戸市方面に生活圏が拡大してきている。

桂地区の主要道路は、南北に走る国道 1 2 3 号を中心に、東西に走る県道阿波山徳蔵線、錫高野石塚線、日立・笠間線がある。特に国道 1 2 3 号バイパスの一部開通により、水戸方面への交通アクセスは飛躍的に向上し、これからも利便性の向上が期待される場所である。

また、水戸北スマートインターチェンジの供用開始や七会地区及び桂地区を通過する通称「ビーライン」や笠間市を通過する北関東自動車道などの交通網が整備され、隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」などレジャー施設により大きな影響を受けている。このため、恵まれた自然環境と立地条件を活かしていくことにより基幹産業である農林業の充実を図るとともに、観光レクリエーション基地として整備を進めていくことが充分可能な条件を有している。

七会地区及び桂地区の主産業は農業で、米、施設園芸、特産林産物などがあるが、経営耕地面積も少なく、労働力が他産業に移行し高齢化と後継者不足が懸案となっている。

そのような中、城里町ブランド推奨品である「レッドポアロー」や「ななかいの里コシヒカリ」が、お米日本一コンテストで最優秀賞を受賞するなど、特産品としての価値を高め、他農産物の広い普及を町内外に図っている。

施設として物産センター「山桜」「道の駅かつら」があり、町内外の利用客がある。

また、平成 30 年 2 月には、廃校となった「旧七会中学校」の跡地を利用し、役場支所・公民館機能と、Jリーグチーム「水戸ホーリーホック」のクラブハウス及び練習場を融合させた「城里町七会町民センター」を開設した。同施設は「アツマーレ」の愛称で全国的に有名な施設となっている。

桂地区では、廃校となった「旧北方小学校」跡地が、茨城県埋蔵文化財センター「い

せきびあ茨城」 として利用され、地域の歴史や文化への普及・啓発の拠点となっている。

【市町村合併に伴う新町（城里町）と各旧町村の位置】

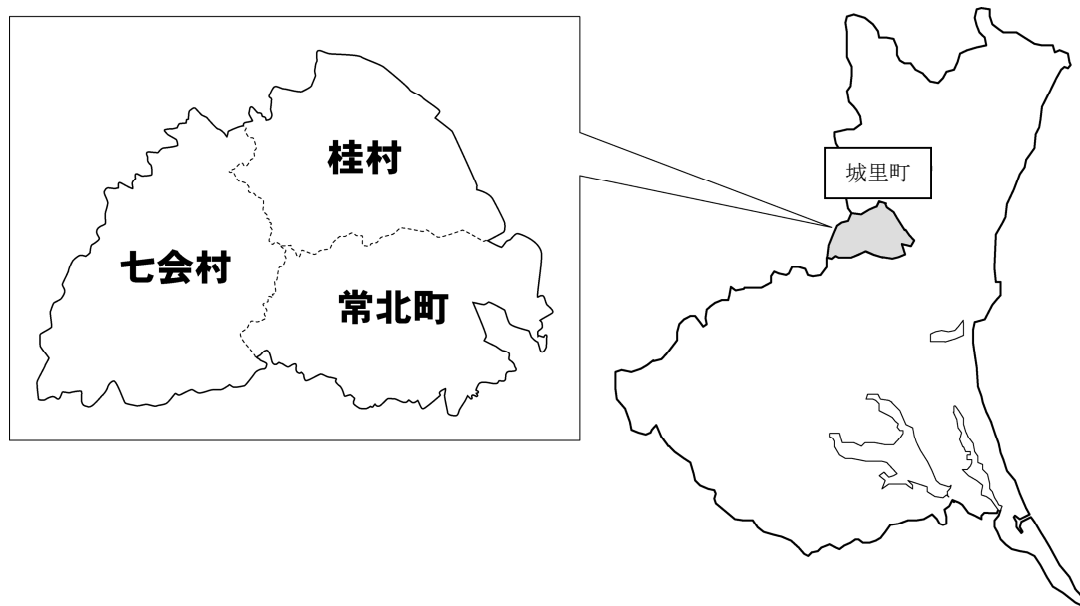


表 1 - 1 地目別土地の推移（城里町）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	12,748	7.9	12,966	8	12,862	7.9	12,648	7.8	12,517	7.7
畑	19,147	11.9	18,654	11.5	17,976	11.1	17,185	10.6	16,747	10.4
宅地	5,023	3.1	5,560	3.4	6,007	3.7	6,599	4.1	6,948	4.3
山林・原野	99,384	61.6	103,679	64	94,525	58.3	93,158	57.6	100,810	62.3
その他	25,018	15.5	21,251	13.1	30,740	19	32,140	19.9	24,708	15.3
計	161,320	100	162,110	100	162,110	100	161,730	100	161,730	100

年度 地目	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	12,400	7.7	12,369	7.6	12,345	7.6
畑	16,585	10.3	16,445	10.2	16,312	10.1
宅地	7,043	4.4	7,142	4.4	7,188	4.4
山林・原野	99,975	61.8	99,878	61.7	99,790	61.7
その他	25,727	15.9	25,966	16.1	26,165	16.2
計	161,730	100	161,800	100	161,800	100

(固定資産概要調査)

表 1 - 2 過疎地域の地目別土地の推移（七会地区のみ：市町村合併まで）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	2,655	4.2	2,645	4.2	2,699	4.3	2,651	4.2	2,545	4.0
畑	2,205	3.4	2,151	3.4	1,999	3.2	1,841	2.9	1,625	2.6
宅地	597	0.9	615	1	672	1.1	903	1.4	933	1.5
山林・原野	50,781	79.4	50,815	80.1	49,592	78.2	48,618	77.1	49,060	77.8
その他	7,702	12	7,194	11.3	8,458	13.3	9,027	14.3	8,877	14.1
計	63,940	100	63,420	100	63,420	100	63,040	100	63,040	100

イ 過疎の状況

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市部へと吸収する結果をもたらした。本町においても、昭和 35 年には 24,646 人であった人口も、平成 27 年には 19,800 人と 19.6 パーセント減少した。

昭和 45 年に旧七会村が過疎地域対策緊急措置法により、昭和 55 年には旧桂村が過疎地域振興特別措置法によりそれぞれ過疎地域の指定を受け、以来、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を経て現在まで 30 年余にわたり、交通通信体系、教育文化施設、生活環境の整備、医療の確保、産業の振興等過疎対策事業を実施し、地域の活性化と住み良いむらづくりに努めてきた。

旧桂村は、過疎地域自立促進特別措置法の指定期間中に定住促進等が進んだことから、平成 12 年に過疎指定地域からの脱却を図ったところであるが、令和 2 年国勢調査の結果を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日に地域指定を受けた。

七会地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 4,029 人であったが、昭和 60 年には 2,795 人となり 25 年間で 1,234 人 (30.6 パーセント) の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 84 人 (3.1 パーセント) の減少、平成 7 年から平成 12 年では 123 人 (4.7 パーセント) の減少、平成 12 年から平成 22 年では 368 人 (14.7 パーセント) の減少、平成 22 年から平成 27 年では 263 人 (12.3 パーセント) の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 23.8 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 11.9 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 3.9 パーセントと減少してきたが、平成 7 年から平成 12 年では 6.5 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 25.6 パーセントの大幅な減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率で、昭和 55 年から昭和 60 年で 6.4 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 13.1 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 24.1 パーセントとなってきたが、平成 7 年から平成 12 年では 5.4 パーセントと若干の伸びとなり、平成 12 年から平成 17 年では 2.4 パーセントの減少、平成 17 年から平成 22 年では 5.9 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 0.5 パーセントの減少となっている。

桂地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 8,785 人であったが、昭和 60 年には 6,766 人となり 25 年間で 2,019 人 (22.9 パーセント) の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 78 人 (1.1 パーセント) の減少、平成 7 年から平成 12 年では 91 人 (1.3 パーセント) の増加、平成 12 年から平成 22 年では 656 人 (9.3 パーセント) の減少、平成 22 年から平成 27 年では 617 人 (9.6 パーセント) の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 12.0 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 9.7 パーセントと減少してきたが、平成 2 年から平成 7 年で 0.4 パーセント、平成 7 年から平成 12 年では 2.9 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 18.0 パーセントの減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率は、昭和 55 年から昭和 60 年で 8.2 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 15.3 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 13.9 パーセント、平成 7 年から平成 12 年では 9.2 パーセント、平成 12 年から平成 17 年では 6.9 パーセント、平成 17 年から平成 22 年では 4.8 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 2.6 パーセントの増加となっている。

道路網の整備は、生活道路としての町道整備が順調に図られてきた。土地基盤整備についてもほぼ完了し、経営の近代化、合理化が進められた。

教育施設では小中学校とともに統廃合が進み、七会地区では小学校 1 校となっており、

桂地区では小学校2校、中学校1校となっている。

生活環境では、平成18年度から平成21年度までの4か年での徳蔵地区への給水事業により未普及地区が解消された。

また、桂地区での公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置など着々と整備が図られ、基礎的な生活環境の整備は改善されてきた。

産業振興面では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き、都市部との交流を通して地場産業の育成に努めてきている。平成4年4月に特産品直売センターとして開設し平成5年4月に県内初の道の駅となった「道の駅かつら」が、七会地区では平成16年4月には物産センター「山桜」がオープンし、賑わいを見せているところである。

しかし、安定した就労の場が少ないことや農林業所得の低迷などによる兼業化へ一層拍車がかかり、それに加え主要道路などの交通体系の整備が進むとともに自動車の普及により就労の場の広域化が進んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向

本町は、県都水戸市に接し、首都圏100キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道水戸インターチェンジに約10キロメートル、水戸北スマートインターチェンジに約8キロメートル、北関東自動車道友部インターチェンジに約18キロメートルの距離にある。

水戸市から宇都宮市に至る国道123号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道4路線、一般県道6路線が縦横に走っている。

北東部には一級河川的那珂川が流れ、その一帯に水田地帯が開けている。

また、「道の駅かつら」も河川沿いの一角に立地しており、住民に憩いの場をもたらしている。

中西部は、比較的なだらかな丘陵地帯として、都市部との交流を目指した2つの総合野外活動センターなどの観光レクリエーション施設の整備を行った。

また、平成14年には健康増進施設「ホロルの湯」が完成し、隣接する観光施設である総合野外活動センター「ふれあいの里」を含め、町内外から多くの方の利用を得ている。

七会地区は、森林面積が地区総面積の約8割を占めていることもあり、古くから農業を主とした第一次産業が中心となってきたが、経営規模も小さく地理的社会的条件から若者の流出が進み、後継者不足等に至っている。

桂地区は、比較的大規模な工場などによる雇用の場はあるが、七会地区と同様に全町的に若年層の流出が見られ、そのような状況による影響がある。

そのような中、既存施設や地域資源を活用した持続的発展の展望が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年に24,646人であったが、平成27年には19,800人となっており、比較すると人口で4,846人、率にして19.6パーセントの減少となっている。

地区単位で見ると、常北地区では水戸市と隣接しアクセス条件などが良好なことや安価な土地が提供できたことで住宅需要が増え、昭和60年以降急激な人口増となった時期もあった。桂地区では、昭和35年に8,785人であった人口も年々減少し、平

成 2 年まで減少が続いてきた。昭和 55 年に過疎地域として指定以来、公共インフラ整備を進める一方住宅整備にも力を注ぎ、平成 7 年からは人口増となり平成 12 年に 7,050 人となり過疎指定地域から脱却したところである。

七会地区は、昭和 25 年の 4,541 人をピークに、昭和 30 年以降の高度成長の中、減少の一途をたどってきた。

人口の減少率をみると表 2-2 で示したように昭和 35 年から昭和 60 年の 25 年間に於いて 30.6 パーセントと高い減少率を示しているが、これは高度経済成長期に若年層が就労の場を求めて都市部へ流出したものである。

昭和 60 年以降は、総人口の減少率も鈍化傾向にあるが、若年者層は平成 2 年まで依然として 10 パーセント以上の減少を示し、平成 12 年では若干増加したが、平成 17 年以降は再び減少に転じている。

一方で、高齢者比率が急激な増加をたどっており、平成 27 年度では 32.6 パーセントとなっている。

桂地区は、表 2-3 のように昭和 35 年から平成 2 年までは減少傾向であったが、平成 2 年から平成 12 年にかけては増加傾向となった。

その後に再び減少傾向となっており、七会地区と同様に高齢者比率も増加している。

両地区とも近年は、若年層の減少による少子化が深刻となっており、若者の定住・人口増加対策が課題となっている。

表 2-1 人口の推移 (城里町) (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	24,646	22,561	△8.5	21,167	△6.2	20,460	△3.3	20,461	0
0 歳～14 歳	8,690	6,888	△20.7	5,317	△22.8	4,417	△16.9	4,102	△7.1
15 歳～64 歳	13,800	13,454	△2.5	13,443	△0.1	13,368	△0.6	13,407	0.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,760	4,320	△9.2	4,392	1.7	4,334	△1.3	4,136	△4.6
65 歳以上 (b)	2,151	2,219	2.9	2,407	8.5	2,675	11.1	2,952	10.4
(a)／総数 若年者比率	19.3%	19.1%	—	20.7%	—	21.2%	—	20.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.7%	9.8%	—	11.4%	—	13.1%	—	14.4%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	20,437	△0.1	20,721	1.4	21,979	6.1	23,007	4.7	22,993	△0.1
0 歳～14 歳	4,008	△2.3	3,703	△7.6	3,872	4.6	3,675	△5.1	3,152	△14.2
15 歳～64 歳	13,253	△1.1	13,190	△0.5	13,476	2.2	14,077	4.5	14,165	0.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,595	△13.1	3,469	△3.5	3,598	3.7	3,792	5.4	3,570	△5.9
65 歳以上 (b)	3,176	7.6	3,828	20.5	4,631	21.0	5,255	13.5	5,676	8.0
(a)／総数 若年者比率	17.6%	—	16.7%	—	16.4%	—	16.5%	—	15.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	15.5%	—	18.5%	—	21.1%	—	22.8%	—	24.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	21,491	△6.5	19,800	△7.8	18,097	△8.6
0 歳～14 歳	2,520	△20.0	1,970	△21.8	1,559	△20.8
15 歳～64 歳	12,991	△8.2	11,561	△11.0	9,746	△15.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,984	△16.4	2,484	△16.7	1,990	△19.8
65 歳以上 (b)	5,979	5.3	6,260	4.6	6,774	8.2
(a)／総数 若年者比率	13.8%	—	12.5%	—	10.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	27.8%	—	31.6%	—	37.4%	—

※年齢不詳 (H27,9 名 R2,18 名) 除く

表 2-2 過疎地域の人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	4,029	3,469	△13.9	3,159	△8.9	3,015	△4.6	2,892	△4.1
0 歳～14 歳	1,559	1,223	△21.6	895	△26.8	636	△28.9	578	△9.1
15 歳～64 歳	2,153	1,931	△10.3	1,929	△0.1	1,978	2.5	1,890	△4.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	713	534	△25.1	572	△7.1	696	21.6	617	△11.4
65 歳以上 (b)	317	315	△0.6	335	6.3	401	19.7	424	5.7
(a)／総数 若年者比率	17.7%	15.4%	—	18.1%	—	23.1%	—	21.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%	9.1%	—	10.6%	—	13.3%	—	14.7%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,795	△3.4	2,711	△3.1	2,621	△3.3	2,498	△4.7	2,351	△5.9
0 歳～14 歳	581	0.5	529	△8.9	488	△7.8	388	△20.5	302	△22.2
15 歳～64 歳	1,763	△6.7	1,672	△5.2	1,500	△10.3	1,443	△3.8	1,398	△3.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	470	△23.8	414	△11.9	398	△3.9	424	6.5	411	△3.1
65 歳以上 (b)	451	6.4	510	13.1	633	24.1	667	5.4	651	△2.4
(a)／総数 若年者比率	16.8%	—	15.3%	—	15.2%	—	17.0%	—	17.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	—	18.8%	—	24.2%	—	26.7%	—	27.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,130	△9.4	1,867	△12.3	1,596	△14.5
0 歳～14 歳	233	△22.8	172	△26.1	123	△28.4
15 歳～64 歳	1,285	△8.0	1,086	△15.4	841	△22.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	332	△19.2	247	△25.6	159	△35.6
65 歳以上 (b)	612	△5.9	609	△0.5	631	3.6
(a)／総数 若年者比率	15.5%	—	13.2%	—	9.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.7%	—	32.6%	—	39.5%	—

表 2-3 過疎地域の人口の推移（桂地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	8,785	7,938	△9.6	7,223	△9.0	6,896	△4.5	6,850	△0.7
0 歳～14 歳	3,094	2,400	△22.4	1,781	△25.8	1,431	△19.6	1,277	△10.7
15 歳～64 歳	4,870	4,731	△2.9	4,555	△3.7	4,461	△2.1	4,461	0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,631	1,450	△11.1	1,404	△3.2	1,352	△3.7	1,353	0.1
65 歳以上 (b)	821	807	△1.7	887	9.0	1,004	11.6	1,112	10.7
(a)／総数 若年者比率	18.6%	18.3%	—	19.4%	—	19.6%	—	19.8%	—
(b)／総数 高齢者比率	9.35%	10.27%	—	12.28%	—	14.56%	—	16.2%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	6,766	△1.2	6,688	△1.2	6,949	3.9	7,040	1.3	6,831	△2.9
0 歳～14 歳	1,239	△3.0	1,121	△9.5	1,173	4.4	1,126	△4.0	915	△18.7
15 歳～64 歳	4,324	△3.1	4,180	△3.3	4,166	△0.3	4,155	△0.2	4,035	△2.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,191	△12.0	1,075	△9.7	1,079	0.4	1,111	2.9	1,002	△9.8
65 歳以上 (b)	1,203	8.2	1,387	15.3	1,610	13.9	1,759	9.2	1,881	6.9
(a)／総数 若年者比率	17.6%	—	16.1%	—	15.5%	—	15.7%	—	14.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	17.8%	—	20.7%	—	23.2%	—	24.9%	—	27.5%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	6,384	△6.5	5,767	△9.6	5,212	△9.6
0 歳～14 歳	710	△22.4	507	△28.5	369	△27.2
15 歳～64 歳	3,701	△8.2	3,234	△12.6	2,644	△18.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	871	△13.0	714	△18.0	529	△25.9
65 歳以上 (b)	1,972	4.8	2,025	2.6	2,199	8.5
(a)／総数 若年者比率	13.6%	—	12.3%	—	10.1%	—
(b)／総数 高齢者比率	30.8%	—	35.1%	—	42.1%	—

※（H22,H27）年齢不詳（1名）除く

表3 人口の見通し（城里町） （城里町人口ビジョン）

	2025年	2030年	2035年	2040年
将来人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人

イ 産業の推移と動向

本町の産業構造（産業分野別就業者数）は、平成27年の国勢調査で、第一次産業が11.3パーセント、第二次産業24.8パーセント、第三次産業が63.9パーセントとなっている。

七会地区の産業構造をみると、昭和35年には第一次産業就業人口比率が最も高く80.5パーセントを占める農林業主体の社会であったが、昭和60年には第一次産業の割合が37.3パーセント、第二次産業が29.6パーセント、第三次産業が33.0パーセントとなっており、平成2年には第三次産業の割合が41.1パーセント、平成12年48.8パーセント、平成17年52.3パーセント、平成27年には55.4パーセントと増加の一途をたどり第三次産業への移行が顕著となってきている。

桂地区でも、同様の傾向が見られる。

このように基幹産業であった農林業主体の第一次産業が大きく後退した要因には農林業を取り巻く諸条件や零細な経営規模であるため将来展望が望めず農業離れが進行し、安定した就業の場を求め、第三次産業へ移行した経緯がある。

若年層においては、交通体系の整備により水戸市をはじめ近隣市町村への通勤者が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

表 4 - 1 産業別人口の推移（城里町）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,848		人 11,514	% △10.4	人 10,758	% △6.6	人 11,340	% 5.4	人 11,665	% 2.9
第一次産業 就業人口比率	63.6%		66.0%	—	61.5%	—	46.9%	—	39.6%	—
第二次産業 就業人口比率	7.0%		9.7%	—	16.7%	—	18.6%	—	22.4%	—
第三次産業 就業人口比率	19.4%		24.3%	—	21.7%	—	34.5%	—	38.1%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,563	% △0.1	人 11,669	% 0.1	人 11,915	% 2.1	人 12,136	% 1.7	人 11,942	% △1.6
第一次産業 就業人口比率	35.2%	—	28.4%	—	22.9%	—	16.9%	—	15.4%	—
第二次産業 就業人口比率	25.1%	—	27.2%	—	28.3%	—	29.4%	—	26.5%	—
第三次産業 就業人口比率	39.7%	—	44.4%	—	48.8%	—	53.7%	—	57.5%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,580	% △11.4	人 10,393	% △1.7
第一次産業 就業人口比率	10.9%	—	11.3%	—
第二次産業 就業人口比率	25.5%	—	24.8%	—
第三次産業 就業人口比率	63.6%	—	63.9%	—

表 4-2 過疎地域の産業別人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,083		人 1,653	% △20.6	人 1,706	% 3.2	人 1,717	% 0.6	人 1,704	% △6.0
第一次産業 就業人口比率	80.5%		76.7%	—	59.4%	—	45.6%	—	42.0%	—
第二次産業 就業人口比率	8.9%		8.5%	—	21.9%	—	26.0%	—	27.3%	—
第三次産業 就業人口比率	10.6%		14.8%	—	18.7%	—	28.4%	—	30.7%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,602	% △6.0	人 1,521	% △5.1	人 1,361	% △10.5	人 1,307	% △4.0	人 1,247	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	37.3%	—	31.0%	—	29.6%	—	23.6%	—	20.7%	—
第二次産業 就業人口比率	29.6%	—	27.9%	—	25.5%	—	27.6%	—	27%	—
第三次産業 就業人口比率	33.0%	—	41.1%	—	44.9%	—	48.8%	—	52.3%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,077	% △13.6	人 1,031	% △4.2
第一次産業 就業人口比率	17.6%	—	20.9%	—
第二次産業 就業人口比率	25.7%	—	23.7%	—
第三次産業 就業人口比率	56.6%	—	55.4%	—

表 4 - 3 過疎地域の産業別人口の推移（桂地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,760		人 4,177	% △12.2	人 4,189	% 0.2	人 3,958	% △5.5	人 4,056	% 2.4
第一次産業 就業人口比率	79.8%		72.2%	—	64.5%	—	54.5%	—	46.5%	—
第二次産業 就業人口比率	6.1%		9.4%	—	12.9%	—	16.0%	—	21.0%	—
第三次産業 就業人口比率	14.1%		18.4%	—	22.6%	—	29.5%	—	32.5%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,007	% △1.2	人 3,839	% △4.1	人 3,862	% 0.6	人 3,725	% △3.5	人 3,576	% △4.0
第一次産業 就業人口比率	42.7%	—	33.8%	—	28.0%	—	21.5%	—	21.0%	—
第二次産業 就業人口比率	24.1%	—	28.3%	—	29.5%	—	32.4%	—	29.4%	—
第三次産業 就業人口比率	33.2%	—	37.8%	—	42.4%	—	46.1%	—	49.6%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,112	% △12.9	人 2,985	% △4.0
第一次産業 就業人口比率	14.9%	—	13.9%	—
第二次産業 就業人口比率	27.0%	—	27.1%	—
第三次産業 就業人口比率	58.1%	—	59.0%	—

（3）行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の大きな変化や住民ニーズの多様化に伴い、地方行政を取り巻く環境がますます厳しさを増している中で、従来型の行政スタイルではさまざまな課題に対応できない状況となってきている。

加えて、地方は少子高齢化や行政需要の多様化に伴い、行政ニーズへの対応も多種多様となっている。

また、地方分権改革（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の推進により、今後さらに市町村への権限移譲等が進み、自己決定・自己責任の下での市町村体制が強くとめられており、市町村の行政能力の充実が急務となっている。

これら市町村を取り巻く環境を整えるために、常北町・桂村・七会村は平成 14 年度から合併協議を進め、平成 17 年 2 月 1 日に合併し城里町となった。

今後、新町としての一体性を早急に確立し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとともに、効率性・独自性ある自治体の基盤を強化し、安心で安全なまちとし

ての行政サービスを押し進めていくものとする。

イ 財政の状況

本町は、自然的・社会的条件などの類似した地域性や共通課題をもった隣接町村が合併し広範囲な行政区域となり、中心部と平坦な農業地域、山間地域における行政需要が増大すると思われ、財政的にも極めて厳しい状況となっている。

(表5-1、表5-2、表5-3参照)

自主財源の根幹を成す町税収入は低い状況であり、普通交付税、地方債等の依存財源に大きく依存する極めて脆弱な財政構造である。今後は、人口減少により財源確保は一層厳しい状況となることが予測される。

歳出面では、行政のスリム化に努めているものの、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることに加え、少子高齢化社会の急速な進行など、社会情勢の変化に対応した施策が喫緊の課題であり、多額の財政需要が見込まれていることから、将来にわたり収支のバランスのとれた財政構造を構築しながら政策の着実な実現、状況に応じた適切な対応を図り、前例にとらわれず事業内容や事業実施主体の見直し等、全ての経費において削減を行っていかねばならない。

今後、ますます多様化する住民の要請に応え、安定的な発展を図るために、歳出の節減合理化を進め必要な財源の安定的な確保に努めなければならない。

表5-1 市町村の財政の状況 (城里町) 単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,356,315	10,293,751	11,040,219
一般財源	6,868,041	6,919,659	7,036,660
国庫支出金	1,115,421	864,232	1,099,754
都道府県支出金	459,059	698,375	657,882
地方債	1,029,940	650,660	954,427
うち過疎債	0	45,700	27,400
その他	883,854	1,160,825	1,291,496
歳出総額 B	9,736,276	9,501,564	9,471,883
義務的経費	4,048,426	4,046,084	3,675,921
投資的経費	1,362,974	1,289,620	1,457,690
うち普通建設事業	1,331,256	1,210,553	1,331,612
その他	4,324,876	4,165,860	4,338,272
過疎対策事業費	0	45,886	34,318
歳入歳出差引額 C (A-B)	620,039	792,187	1,568,336
翌年度へ繰越すべき財源 D	574,352	401,377	1,157,490
実質収支 C-D	45,687	390,810	410,846
財政力指数	0.40	0.38	0.37
公債費負担比率 %	17.2	15.7	9.9
実質公債費比率 %	16.1	12.4	10.3
起債制限比率 %	-	-	-
経常収支比率 %	84.7	85.9	89.8
将来負担比率	138.0	75.2	59.6
地方債現在高	11,871,384	10,491,890	10,571,456

表5-2 市町村の財政の状況

(七会地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	2,220,590	2,082,693
一般財源	1,483,974	1,171,841
国庫支出金	98,647	83,633
都道府県支出金	122,315	156,866
地方債	259,755	349,300
うち過疎債	231,000	184,700
その他	255,899	321,053
歳出総額 B	2,166,987	2,042,807
義務的経費	871,845	891,662
投資的経費	615,286	476,579
うち普通建設事業	572,799	476,579
その他	679,856	674,566
過疎対策事業費	348,127	367,856
歳入歳出差引額 C (A-B)	53,603	39,886
翌年度へ繰越すべき財源 D	52	16,696
実質収支 C-D	53,551	23,190
財政力指数	0.29	0.28
公債費負担比率 %	19.6	21.7
起債制限比率 %	10.9	11.7
経常収支比率 %	88.2	91.1
地方債現在高	2,633,571	2,719,432

表5-3 市町村の財政の状況 (桂地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 15 年度
歳入総額 A	4,102,060
一般財源	2,237,921
国庫支出金	254,342
都道府県支出金	163,637
地方債	726,300
うち過疎債	168,300
その他	719,860
歳出総額 B	3,870,818
義務的経費	1,456,667
投資的経費	1,041,353
うち普通建設事業	1,041,353
その他	1,372,798
過疎対策事業費	161,037
歳入歳出差引額 C (A-B)	231,242
翌年度へ繰越すべき財源 D	0
実質収支 C-D	231,242
財政力指数	0.25
公債費負担比率 %	21.1
起債制限比率 %	11.1
経常収支比率 %	88.3
地方債現在高	4,856,080

ウ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設の整備状況は、表6のとおりである。

七会地区は、これまで過疎地域として年次計画により順次進めてきたところであり、全般的に整備され行政効果を高めてきたところである。

医療面では、城里町国民健康保険七会診療所による、医師2人体制(歯科医含む)をとり、診療体制の充実が図れてきている。

また、教育面では少子化等により、年々児童生徒数が減少し、小中学校ともに統廃合が進み、小学校1校のみとなっている。

桂地区も、必要な整備等を進め、医療面では城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療室や民間病院による診療体制となっている。

教育面では七会地区と同様に少子化等の影響を受け、学校統廃合により小学校2校、中学校1校となっている。

表6 主要公共施設等の整備状況 (城里町)

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
町道 (m)	—	—	744,255	747,989	800,104	803,012	804,096
改良率 (%)	—	—	21.0	28.2	30.7	31.3	31.6
舗装率 (%)	—	—	35.1	43.2	47.8	48.6	48.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	7.9	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	1.7	1.7	1.2	1.2
水道普及率 (%)	27.1	72.8	81.9	91.0	97.5	99.0	99.1
水洗化率 (%)	—	—	—	32.7	59.0	73.1	79.7
病院、診療所の病床数 (床)	275	277	277	277	228	144	50
小学校 (校)	11	11	10	10	10	5	5
危険校舎面積比率 (%)	—	12.9	0.1	—	—	—	—
中学校 (校)	3	3	3	3	3	3	2
危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

(地方財政状況調)

(4) 地域の持続的発展のための基本方針

本町の過疎地域は、旧七会村が昭和45年に、昭和55年に旧桂村が過疎地域に指定されて以来、30年余にわたり過疎脱却、生活基盤の整備を目指し過疎対策事業を積極的に実施してきた。その結果、基礎的な公共施設の整備をはじめ産業の基盤整備などにより、生活環境は全般的に効果をあげてきた。旧桂村においては、定住促進等により人口増加が図られ、過疎地域自立促進特別措置法施行時に過疎地域からの脱却を図ったところである。

しかしながら、七会地区では引き続き過疎地域の指定を受け、地理的、社会的諸条件から人口の減少には歯止めがかからず、少子高齢化が依然として進行しており、後継者不足や産業の振興、教育面などに支障を来すようになってきていることから、現況に即した有効な施策が急務となっている。

同じく、桂地区でも全国的な社会情勢等を背景に過疎地域指定を受けたため、同様に有効な施策の展開が必要である。

城里町第2次総合計画(以下「町総合計画」という。)では、七会地区を自然環境ゾ

ーンとして位置づけ、恵まれた自然環境や地域資源を活かしながら、住民と訪問者の交流事業を通したまちづくりを展開することとしている。

桂地区では、地域特性を考慮した市街地ゾーン、田園居住ゾーン、そして自然環境ゾーンを位置づけ、七会地区と同様に長期的・計画的な土地利用の推進を行うものとしている。

七会地区は、大規模な墓地公園や隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」で開催される国際的なレースにより、首都圏からの来訪者が増えてきており、新たな交流事業としての振興策を進めているところである。

今後は更に地域の特性を活かし、産業の振興、観光施設等の整備、光ファイバ網による情報通信媒体活用による活力ある地域づくりを展開していくこととする。

また、主要道路の整備に伴い交通体系も整いつつあり、水戸市や笠間市、栃木県などへの通勤も可能となっていており、今後は広域的な連携強化も図る必要がある。

桂地区においても、国道 123 号バイパスの整備効果や操業している大規模事業所への支援等を通じ振興を図るものとしている。

このため、町総合計画によるまちの将来像や次のような基本方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る。

1 まちの将来像

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』

2 基本方針

- ・町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点の持続的発展を推進
- ・「環境」「景観」「歴史・文化」を重視した、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよい地域の形成
- ・地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、地方自治の本旨である一体感のある住民自治を目指した地域活力の更なる向上

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(城里町人口ビジョンより)

	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人
出生率	1.64	1.78	1.93	2.07
社会増減	(転出人口の抑制) 2040年までに20歳代未満40%、20歳代60%、30歳代40%、40歳代50% 50歳代10%、60歳代10%の抑制 (転入人口の増加) 2040年までに全世帯の転入数が10%増加			

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関し、令和5年度に中間評価、また最終年度に評価を行う。

評価方法は、庁内所管課等による内部評価と、地域の代表である区長へのアンケート実施等を図る。

また、そこで得られた内容について、町ホームページ等を通じ周知を図る。

(7) 計画期間

この計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、城里町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設の管理における基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針と本計画に記載される公共施設等の整備が総合管理計画に適合されることを前提として、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を図る。

- ① 公共施設の総量を減らす。
- ② 公共施設等の長寿命化を推進する。
- ③ 公共施設の再編・有効活用を促す。
- ④ 管理サイクルの強化体制を図る。
- ⑤ 各施設のコスト縮減努力を行う。
- ⑥ 持続可能に投資的経費を平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の社会情勢への対策として、移住・定住を促進するため小勝地区での「お試し住宅」の整備、都心部向けの移住促進のためのPRパンフレットの作成やツアー催行を行った。また、都市交流事業による都心部住民との交流を図っている。

地域おこし協力隊員による移住などの実績はあるが、即効性のある効果には至っていない。

(2) その対策

- ① 移住等を検討している者に対して、町の風土及び町内での日常生活を体験してもらうお試し住宅の活用により移住・定住の促進を図る。
- ② 地域おこし協力隊の採用により、地域の活性化の促進及び将来への定住を図る。
- ③ 都心部住民を対象とした体験ツアーの開催や、観光物産でのイベント等を活かした都市交流の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)地域間交流	山村ふれあい交流事業	町	交流人口の増加による移住・定住の促進を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

七会地区の農家数（農業経営体数）は年々減少しており、平成 22 年から平成 27 年では、48（12.5 パーセント）減少している。

桂地区においても、131（28.0 パーセント）の減少となっている。

近年の都市化等の影響もあり、急速に兼業化が進み、担い手の不足や農業従事者の高齢化による農業離れの進行、若年層の非農業部門への流出、耕作放棄地の拡大が大きな問題となっている。

また、中山間地域等においては、特に農業従事者の高齢化及び減少に伴って、後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがある。

畜産業においても生産者の高齢化、後継者不足、輸入自由化など農業と同様にさまざまな問題がある。

◎経営耕地面積（七会地区）

区 分 年 度	農家戸数 ※ (戸)	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当りの 耕地面積 (a)
昭和 45 年度	546	502.1	274.5	208.9	18.7	92
昭和 50 年度	515	435.1	255.1	143.9	36.1	85
昭和 55 年度	502	406.7	254.5	114.5	37.7	81
昭和 60 年度	482	396.3	254.5	106.1	35.7	81
平成 2 年度	471	371.0	247.4	86.0	37.6	78
平成 7 年度	444	353.5	240.4	81.5	31.6	80
平成 12 年度	425	336.0	237.0	73.0	26.0	79
平成 17 年度	321	280.6	204.4	60.8	15.4	87
平成 22 年度	288	265.7	194.5	55.0	16.2	92
平成 27 年度	240	230.0	167.0	54.0	9.0	95

※平成 17 年度以降は農業経営体数

(農林業センサス：経営耕地の状況より)

◎経営耕地面積（桂地区）

区 分 年 度	農業 経営体数	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当りの 耕地面積 (a)
平成 17 年度	597	686.7	346.8	325.2	14.7	115
平成 22 年度	503	601.5	329.2	259.2	13.1	119
平成 27 年度	372	524.0	306.0	208.0	10.0	140

（農林業センサス：経営耕地の状況より）

イ 林 業

七会地区の山林面積は総面積の約 8 割近くを占め、その保全管理を含め林業は重要な産業となる。

昭和 45 年以降は林業構造改善事業を実施し、林内路網の整備や特用林産物のしいたけ栽培に取り組んできた。近年では、おがくず等を利用した菌床栽培による舞茸、なめこなどの栽培も行われている。

国土保全や水源涵養、自然環境保全など森林機能を発揮していくことも求められており、桂地区・七会地区においても森林環境譲与税を積極的に活用し、森林環境整備など一層の有効活用を図っていく必要がある。

ウ 商 業

過疎地域の住民の生活を支える商店等は、人口の減少や情報化・車社会の進展などにより商業圏が拡大し、販売額の減少などにより閉店になった店もあり、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、商業を支える事業所も減少傾向である。

こうした中で、賑わいを見せる物産センター「山桜」や「道の駅かつら」及び隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」への通過交通者に対応した沿道サービスや地域資源の開発による新たな展開が望まれている。

◎商業の概況（経済センサス活動調査調）

事業者数	平成 24 年	平成 28 年
七会地区	80	76
桂地区	199	194

エ 観光レクリエーション

七会地区の代表的な観光施設として、野外活動センター「山びこの郷」が昭和 59 年にオープンし、指定管理者の「城里町開発公社」が管理運営を行っていたが、宿泊施設の中止、体験施設の老朽化等に伴い、七会町民センターへ機能が集約された。跡地は、民間事業者が利活用等をしている。

桂地区でも清流那珂川がおりなす景色より、関東の嵐山とも呼ばれる御前山地域を中心とした豊かな自然を活かした観光地が形成されている。

今後は、町最高峰の鶏足山への登山客の増加により、駐車場整備など登山客をターゲットとした観光政策の展開等が期待される。

オ 企業誘致

農業が主な産業であったが、高齢化により農業の担い手不足となっている。地域の雇用の場としては、七会地区ではゴルフ場等があり、桂地区では操業している大規模な事業所等があるが、大きな雇用創出には至っていない。

雇用の確保と地域の活性化を図るため、企業誘致に取り組んでいるが、景気の低迷等により、企業の誘致には結びついていない。

(2) その対策

ア 農業

- ① 農地の流動化の促進、耕作放棄地対策の推進を図る中で、消費者ニーズに沿った中核農家の育成と生産性の向上を図る。
- ② 認定農業者の支援や担い手の育成を図りながら農村環境の整備を推進する。
- ③ 地域間交流の推進と農産物の安定的な供給体制を図る。
- ④ 鳥獣害を防ぐ環境づくりや、捕獲を実施し農作物の鳥獣による被害の軽減を図る。捕獲に関する担い手確保のため、狩猟免許の取得促進・奨励を進めるとともに捕獲鳥獣の利活用を検討する。具体的には、ジビエ肉の利用拡大及び皮革製品の商品化などに取り組む。
- ⑤ ななかいの里コシヒカリ等、城里町ブランド推奨品の PR や販売促進に努める。
- ⑥ 畜産業については、厳しい現状の中ではあるが関係団体間の連携を密にし、経営の安定化、管理技術の向上等に努めていく。

イ 林業

- ① 森林の持つ多面的な機能が十分発揮されるよう、森林の適切な経営や管理に向けた調査や体制の構築を進めるとともに、森林環境譲与税を活用した間伐等の実施や地場産木材の普及活用、林業を支える人材の確保や育成等を進め、森林資源の持続性向上と林業の振興に努める。
- ② 特用林産物としてのしいたけ・なめこ・舞茸栽培等については、原発事故により原木の確保が難しくなっており、栽培基準に該当する原木の確保と風評被害の払拭、販路拡大、品質の向上に努めるとともに、きのこ類等特用林産物の生産振興を図る。

ウ 商業

- ① 商工業振興については、商工会等と協働し、物産センター「山桜」や「道の駅かつら」及び隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」への通過交通者をターゲットにした新たな商業サービスなどを展開することで商業基盤の充実を図っていくため、必要な整備等を行っていく。
- ② 城里町ブランド推奨品の積極的な販売促進活動及び啓発を行い、地域産業や町のブランドイメージアップを図る。

エ 観光レクリエーション

- ① 観光レクリエーションは、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たすことから、物産センター「山桜」「道の駅かつら」などを交流拠点とすることで、ソフト面の事業の展開を図っていく。
また、七会町民センター周辺における民間事業者との連携も模索する。

- ② 近年の健康志向ブームにより、ウォーキングやハイキングが盛んとなり、御前山や城里町最高峰の鶏足山への登山客が増えている。登山客をターゲットとした観光政策の展開を図るため、必要な整備等を行っていく。

オ 企業誘致

- ① 民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な不動産を活用したIT企業（サテライトオフィス）の誘致を図る。
- ② 用地の造成等、誘致場所の確保を行い、高齢化社会に対応した福祉施設や自然を活かした研究開発施設等を誘致し、雇用促進に繋がる産業の活性化を図る。

カ その他（他市町村等との連携）

過疎指定地域を有する茨城県下市町において構成している「全国過疎地域連盟茨城県支部」にて他市町との相互間の緻密な連絡提携による過疎対策事業の充実強化を図っているため、今後も同組織を通じた他市町との連携等により、過疎地域における産業経済の発展振興等を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域等直接支払 交付金事業	町	基幹産業である農業、 林業の振興を図る。
	(1)基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備 事業負担	町	
	(1)基盤整備 林業	森林経営管理意向調査	町	
	(1)基盤整備 林業	森林環境譲与税基金 森林整備	町	
	(4)地場産業の 振興 加工施設	鳥獣被害対策 処理加工施設等の整備	町	
	(4)地場産業の 振興 加工施設	道の駅かつら移転整備 事業(オートキャンプ場 整備含)	町	「道の駅かつら」の移 転を契機に、新しく 魅力的な道の駅を整 備する。
	(4)地場産業の 振興 流通販売 施設	物産センター山桜設備 改修事業	町	老朽化及び 施設利便性 向上のため、空調設 備改修工事 を行う
(9)観光又はレ クリエーショ ン	鶏足山駐車場整備事業	町	利便性向上 及び近隣住 民の安全確 保のため、 駐車場の拡 張工事を行 う。	

(4) 産業振興促進事業

産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)事業計画のとおり、産業の振興への促進を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧七会村全域 旧桂村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

七会地区では、情報インフラの整備として、住民と行政が多様で豊かな情報を相互に活用していくため平成 16 年度に光ファイバ網整備を図り、地域情報ネットワークを構築した。

インターネット、広報事業、緊急時等の連絡手段として活用して来たが、機器の老朽化や技術の飛躍的進歩があり、時代に合わせた高度化した通信システム等の導入が必要である。

桂地区においては、民間業者等による光ファイバ網が構築されており、住民のインターネット利用等がされている。

(2) その対策

高度情報化に対応した通信システム等の設置並びに利活用を図り、充実した行政・地域情報ネットワークの形成を行う。

(3) 事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの 高度化により、時 代に合った情報 ネットワークの 形成を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

七会地区の道路網は、県道については中央部を南北に貫く笠間緒川線、東西に走る水戸茂木線をはじめ 6 路線があり、町道は 182 の路線がある。これらの道路等の整備改良は例年進んでおり、特にさくらトンネルの開通により笠間方面への交通アクセスは飛躍的に向上した。また、広域的な幹線道路としても役割が期待される広域農道（ビーライン）の整備も平成 15 年度に笠間市まで供用開始された。しかし、幅員が狭い箇所もまだ残されており、今後も必要な改良等が望まれている。

町道は、1・2 級道路は 15 路線、その他町道が 167 路線あり、これらの改良は順次行われているが、主要な道路や県道との接続部分、他市町との連絡道路などは早急な改良が望まれている道路もある。

更には、小勝地内の墓地公園や、隣接する茂木町の「モビリティリゾートもてぎ」の交通量の増加もあり、日常生活にも支障を来しつつある道路環境への対応のための改善等も必要である。

桂地区の道路網は、南北に走る国道 1 2 3 号を中心に、東西に走る県道阿波山徳

蔵線、錫高野石塚線、日立笠間線等があり、町道は、945の路線がある。これらの道路の整備改良は例年進んでおり、特に国道123号バイパスの一部開通により、水戸方面への交通アクセスは飛躍的に向上した。また、広域的な幹線道路としても役割が期待された広域農道（ビーライン）の整備がされており、利便性の向上が図られたところである。

町道は、1・2級道路が14路線、その他の町道が931路線あり、順次改良が行われているが、主要な道路の幅員の拡張や県道との接続部分、他市町との連絡道路等は早急な改良が望まれている路線がある。更には、既に整備した道路の経年劣化の激しいところもあり、町民の日常生活に支障をきたさぬよう整備改善が必要である。

◎七会地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	108,146m	58,962m	54.5%	71,136m	65.8%	182

(都市建設課調)

◎桂地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	309,663m	69,465m	22.4%	137,465m	44.4%	945

(都市建設課調)

イ 地域公共交通

七会地区及び桂地区には城里町社会福祉協議会が運営する城里町全域を対象とした城里デマンド交通「ふれあいタクシー」及び(株)茨城交通による定期バス路線として桂地区では「野口線」七会地区では「常北・七会線」があるが、地区内外の移動は自家用車を利用する者が大半である。

しかし、特に路線バスは「野口線」は城里町の中心である石塚地区を經由し、水戸駅に繋がる重要な地域間幹線系統であり、高校生、高齢者等にとって重要な交通手段である。七会地区では七会中学校が廃校となったことにより、常北中学校へ通う生徒にとっても不可欠な交通手段であるので今後も確保していかなければならない。

(2) その対策

ア 道路

- ① 交通の軸となる県道（笠間緒川線、阿波山徳蔵線等）の改良促進並びに町道等の地域間の交流ルートの強化を図る。
- ② 地域間の連絡道とする栃越線・こび山線の整備を推進する。
- ③ 町道整備については、生活道路としての集落間内連絡道路及び公共施設の利便性を中心に計画的に進める。

イ 地域公共交通

- ① 地域住民にとって必要な公共交通手段として、路線バスの維持確保に努め、デマンド交通「ふれあいタクシー」の積極的な利活用を推進し、必要な補助を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	桁越線 (改良) L 850m W 5.0m	町	上赤沢
		道木橋青梅線 (改良) L 1,295m W 5.0m	町	塩子
		こび山線 (改良) L 2,130m W 5.5m	町	小勝・塩子
		押寄木・大峰線 (改良) L 2,000m W 5.0m	町	大網
		中妻線 (改良) L 374m W 4.0m	町	下赤沢
		真端線 (改良) L 1,000m W 5.0m	町	真端
		50号線 (舗装) L 300m W 3.0m	町	小勝
		46号線 (舗装) L 280m W 3.5m	町	小勝
		54号線 (舗装) L 240m W 4.0m	町	塩子
		13号線 (舗装) L 980m W 3.5m	町	塩子
		6-03号線 (改良) (舗装) L 1733m W 6.0m	町	北方・高久
		6-04号線 (舗装) L 2064m W 6.0m	町	上坏・下坏
		6-05号線 (舗装) L 1443m W 6.0m	町	上坏・高久
		7-02号線 (改良) (舗装) L 500m W 5.0m	町	上阿野沢・岩船
7-03号線 (舗装) L 500m W 5.0m	町	孫根		

	8-0620 号線 (改良) (舗装) L 300m W 6.0m	町	阿波山・高久
	7-08 号線 (改良) (舗装) L 1500m W 5.0m	町	阿波山
	7-10 号線 (改良) (舗装) L 600m W 5.0m	町	栗
	8-0012 号線 (改良) (舗装) L 190m W 4.0m	町	下坏
	8-0061 号線 (改良) (舗装) L 134m W 4.0m	町	下坏
	8-0123 号線 (舗装) L 200m W 4.0m	町	北方
	8-0140 号線 (舗装) L 350m W 4.0m	町	上坏
	8-0176 号線 (舗装) L 97m W 4.0m	町	上坏
	8-0244 号線 (舗装) L 1176m W 4.0m	町	栗
	8-0312 号線 (舗装) L 592m W 4.0m	町	栗
	8-0343 号線 (舗装) L 331m W 4.0m	町	高久
	8-0443 号線 (改良) (舗装) L 816m W 4.0m	町	北方
	8-0512 号線 (改良) (舗装) L 113m W 4.0m	町	北方
	8-0568 号線 (舗装) L 427m W 6.0m	町	阿波山
	8-0587 号線 (舗装) L 539m W 4.0m	町	阿波山・栗
	8-0642 号線 (舗装) L 300m W 4.0m	町	高根・下阿野沢
	8-0721 号線 (舗装) L 207m W 4.0m	町	阿波山
	8-0723 号線 (舗装) L 892m W 5.0m	町	下阿野沢・ 阿波山

		8-0804 号線 (舗装) L 642m W 5.0m	町	上阿野沢
		8-0908 号線 (改良) (舗装) L 892m W 4.0m	町	上阿野沢・御前山
		8-1029 号線 (改良) (舗装) L 509m W 5.0m	町	孫根
		8-1032 号線 (舗装) L 939m W 6.0m	町	孫根・高根
		8-1056 号線 (改良) (舗装) L 729m W 4.0m	町	錫高野
		8-1075 号線 (舗装) L 981m W 6.0m	町	錫高野
		8-1078 号線 (改良) (舗装) L 790m W 4.0m	町	錫高野
		8-1078 号線 (舗装) L 1668m W 6.0m	町	錫高野
		8-0110 号線 (改良) L 500m W 4.5m	町	上坏・下坏
		8-0120 号線 (改良) L 200m W 4.5m	町	上坏
		8-0240 号線 (改良) L 200m W 4.5m	町	栗
		8-0375 号線 (改良) L 700m W 6.0m	町	高久
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保
		デマンドタクシー運行事業補助	町	地域公共交通の確保

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の整備、交通手段の確保については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

七会地区の水道施設は、塩子地区簡易水道施設が平成4年度から平成7年度までの4か年事業で進められ、平成8年5月に塩子地区全域（一部小勝地区含む）に飲料水供給が開始されている。

未普及地区（対象人口1,560人）であった小勝地区の一部と徳蔵地区（徳蔵・真端・大網・上赤沢・下赤沢）についても、平成18年度から平成21年度までの4か年で給水事業を行い解消されている。

平成22年3月に、七会地区簡易水道は事業統合により小松系に編入された。

塩子浄水場は、浅井戸による取水のため安定供給していなかったこともあり、平成23年度から平成25年度の3か年で施行した塩子緊急連絡管工事により、小松浄水場系に統合し、飲料水の安定供給を確保した。

桂地区の水道施設は、昭和36年度に坏地区で簡易水道事業が創設され、その後拡張を重ね、昭和49年に旧桂村全区域とする「桂村水道事業」が創設事業認可をうけ、供用開始された。

平成21年度には城里町への合併に伴い「城里町水道事業」へ事業統合され創設事業認可を受けた。

平成24年度から平成30年度の7か年で施工した水道施設再編事業により、8箇所ある施設の内、5箇所の改修を行った。

赤沢浄水場を増強し岩船浄水場から岩船配水場へ切り替え、岩船系は赤沢系への一元化が行われた。

平成30年度には災害等の緊急時の継続供給のため（緊急災害時の体制確保のため）石塚系と赤沢系をつなぐ石塚・高久配水連絡管が整備された。

今後は、配水管路を含めた施設の老朽化・耐震化対策を進め、安定した収益の確保等の持続可能な水道事業の実現が必要である。

イ 環境衛生

七会地区及び桂地区のゴミ及びし尿処理については、町で事業処理している。

し尿については、城里町衛生センターにおいて計画的に処理しているが、近年は河川浄化や衛生面から桂地区での公共下水道、農業集落排水処理施設の整備及び整備区域外での合併処理浄化槽の設置が増加しているが、未だ接続等に至っていない家庭等も存在している。

ゴミ収集についても、城里町環境センターにおいて分別収集しているが、環境への配慮や設備負荷軽減の観点からも、各家庭における排出量の削減などが望まれている。

ウ 消防施設及び緊急体制

七会地区の消防団は、昭和22年に非常備消防組織として設置され、地域住民の生命財産を災害から守るため活動をしている。また、消防力の強化を図るため防火貯水槽や消火栓の設置を進めている。

消防団は、4分団、89人の団員によって構成されており、平成11年4月に笠間地方広域事務組合に業務の一部を委託していた。その後、市町村合併に伴い、平成19年4月からは水戸市消防本部と業務委託をし消防・救急の常備化を図った。

桂地区の消防団は5分団、178人の団員によって構成されている。

旧常北地内にある出張所から遠距離となる一部地域への緊急災害時の現場到着所要時間などから、初期消火活動等を担う地元消防団員の確保・維持は重要な課題となっている。

若年層の流出、サラリーマン増加による職住分離の形態により減少している団員の確保を見据えた組織体制の見直しを図る必要がある。

◎消防施設・人員の状況（旧七会地区）

（各年度4月1日現在）

年度	区分	消防団		消防ポンプ自動車（台）		小型動力ポンプ積載車(台)	
		分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成27年度		4	100	—	5	—	8
平成28年度		4	101	—	5	—	8
平成29年度		4	96	—	5	—	8
平成30年度		4	100	—	5	—	8
令和元年度		4	94	—	4	—	4
令和2年度		4	96	—	4	—	4
令和3年度		4	89	—	4	—	4

◎消防施設・人員の状況（旧桂地区）

（各年度4月1日現在）

年度	区分	消防団		消防ポンプ自動車（台）		小型動力ポンプ積載車(台)	
		分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成27年度		5	196	—	6	—	8
平成28年度		5	189	—	6	—	8
平成29年度		5	183	—	6	—	8
平成30年度		5	182	—	6	—	8
令和元年度		5	182	—	6	—	8
令和2年度		5	178	—	6	—	8
令和3年度		5	178	—	6	—	8

（総務課 消防防災現況調査）

エ 公営住宅

定住促進からも重要な対策として、桂地区の公営住宅は、阿波山地内に68戸、北方地内に36戸、栗地内に12戸建設され、現在69戸161人が入居している。

七会地区の公営住宅は、小勝地内に16戸、塩子地内に20戸、徳蔵地内に8戸建設され、現在33戸101人が入居している。

一部の公営住宅において、単身入居を可能とする改正を行うなど入居条件の緩和に取り組んでいるが、今後も、人口定着と増加を図るため、U・I・Jターンの受け入れを意識し、入居条件の緩和や地域バランスを考慮した住宅環境の維持・整備を図ることが必要である。

（2）その対策

ア 水道施設

- ① 住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、施設維持のため老朽化や耐震化対策を推進する。

イ 環境衛生

- ① 生活環境の整備、河川環境の保全のため、公共下水道、農業集落排水処理区域での未接続者への接続推進や整備区域外での合併処理浄化槽の設置を推進し、涸沼流域地区にあつては、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、施設に対し老朽化により補修等が必要なものへの対応や、今後の計画的な

点検・改良等を定めていく。

- ② ゴミの排出量削減のため、資源ごみの分別回収を継続して実施し、リサイクルを図るとともに不法投棄防止に向けた監視体制の強化を図っていく。

ウ 消防施設及び緊急体制

- ① 消防ポンプ車や防火水槽並びに消火栓などの消防施設の充実を図るとともに、団員の確保を推進し組織の体制強化に努める。
- ② 緊急・災害時において、住民に対する迅速で正確な情報提供など、災害情報提供体制の充実・強化を図っていく。
- ③ 「城里町地域防災計画」防災ビジョンにおける「町民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の三位が一体となった“防災と減災の環境づくり”」のため、平時からの防災教育や防災訓練の実施、災害時の共助の取組を促す自主防災組織の結成に向けた支援などを行う。

エ 公営住宅

- ① 地域に考慮した定住促進のための公営住宅の維持管理を図る。
- ② 広報活動や内覧会開催などによる入居者募集等の PR を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設・その他	合併処理浄化槽設置事業補助	町	国・県・町による補助金交付により、生活環境の向上を図る。
	(2) 下水道処理施設	国道123号桂常北バイパス周辺区域管渠埋設工事等	町	国道バイパスの工事に伴う整備を行う。
	(2) 下水道処理施設	施設等の計画的な点検・改良等	町	ストックマネジメント計画を策定し、定期的に点検・改良を実施していく。
	(2) 下水道処理施設	施設等の補修工事等	町	老朽化・液状化等による不具合のある施設・設備・路面の補修工事を行う。
	(2) 下水道処理施設	施設の耐水化対策	町	豪雨被害を教訓に耐水化対策を行う。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針及び防災等においては城里町地域防災計画との整合性を図りながら、公共施設等の更新、

維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

将来の社会を担っていく乳幼児が年々減少してきており、少子化対策や子育て環境の改善が急務となっている。

七会地区では、認定こども園である「ななかいこども園」において保育を実施しており、現在 23 名が入所している。

桂地区では、私立経営による認定こども園「桂幼稚園」に 99 名の入所がある。今後は、保育内容の充実や施設の老朽化に伴う整備等が必要である。

◎ななかいこども園（認定こども園）の入園状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
幼 児 人 口 (七会地区)	2 人	6 人	6 人	9 人	7 人	3 人	33 人
入所乳幼児数	0 人	3 人	3 人	6 人	8 人	3 人	23 人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

◎桂幼稚園（認定こども園）の入園状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
幼 児 人 口 (桂地区)	21 人	14 人	14 人	24 人	27 人	20 人	120 人
入所乳幼児数	1 人	7 人	12 人	26 人	28 人	25 人	99 人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

イ 高齢者の保健及び福祉

七会地区の 65 歳以上の人口は、平成 27 年国勢調査において 609 人と全体の 32.6 パーセントを占め、桂地区では 2,025 人、全体の 35.1 パーセントとなっており、今後も高齢化が進むと予想される。

高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進しており、健康事業や健康教育、基本健診、胃がん検診、大腸がん検診などを実施し、予防医療に努めているところである。

一方、高齢者の生きがい対策として、75 歳以上の高齢者を招待する「敬老会」、「金婚式」、敬老祝金の支給、一人暮らしの高齢者に対する愛の定期便事業などを実施している。

高齢者クラブにおいても趣味・娯楽・教養の向上・スポーツ（クロッケー・輪投げ・ペタンク・グラウンドゴルフ）など、健康を目的とした、各種事業等を実施している。

更に、世代間の交流を深めるために、三世代による軽スポーツ及び民芸品づくりなどをおして明るい家庭の堅持と生きがい対策に努めている。

今後、高齢人口の増加に伴い、高齢者の社会的役割が重要となってきたことから、地域住民が健康で豊かな生活が営める福祉社会の構築を目指して施策を講じていく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 乳幼児がよりよい環境のなかで健全に保育されることは児童福祉の基本であり、乳幼児期の各種健診、家庭全戸訪問事業の充実に努め、児童の健康・福祉の向上に努める。
- ② 女性の就労と子育てを支援するため、保育所・認定こども園等の整備を図り、保護者の要望に対応できるよう子育て支援の充実に努める。

イ 高齢者の保健及び福祉

- ① 介護保険制度を円滑に進めるため、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステム推進事業を進めるとともに、介護サービスの充実や高齢者を支える地域づくりの推進を図る。
- ② 高齢者が生きがいをもって生活を送るために、健康づくり事業や健診を積極的に進め、病気の早期発見や予防に努める。
- ③ 高齢者一人ひとりが自らの状態にあった活動を行い、生きがいを感じながら暮らせるよう、趣味や地域活動、生涯学習等への支援を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	公立認定こども園の改修工事	町	子育て支援の充実に努める
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	七会保健福祉センター維持補修整備工事	町	維持補修整備により施設の長寿命化を図る

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

七会地区の医療機関は、城里町国民健康保険七会診療所のみであり、診療所は基幹的な施設として診療及び施設の充実に努め、その役割を果たしてきた。

診療については、勤務常勤医師が1名、歯科医師が1名のほか県立中央病院と連携し、重症患者等に対する医療体制の強化を図っている。

住民の大半は日常医療を診療所に頼っており、地域住民にとって診療所に対する期待は強く、今後も診療・保健・在宅診療など包括的な医療が望まれている。

歯科においては、診療所に併設されており、予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。

その重要性から、施設や医療機器等の整備を図ってきたが、これらの整備は今後も必要となっている。

桂地区の医療機関は、城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療室のほかに、民間の診療所1件と歯科医院1件で地域医療を支えている。

城里町国民健康保険沢山診療所歯科診療所においては、七会診療所歯科診療室と同様に予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。今後も地域住民が安心して受診できるよう、老朽化した医療用機器の更新が必要である。

(2) その対策

- ① 住民が必要に応じて、医療を受けられるよう、施設の充実やスタッフの確保を図り、早期発見・早期治療・予防など幅広い医療体制の充実を図るとともに運営の健全化に努める。
- ② 第一次医療機関としての機能を維持し、安心して受診できるように医科と歯科に特化した診療棟の改築及び医療機器の更新・施設の整備等を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	超音波画像診断 装置更新	町	安心できる医療体制の充実に努める。
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院			
		歯科診療ユニットの更新	町	老朽化した歯科診療ユニットの更新を行う。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

七会地区及び桂地区は、少子化等により年々児童生徒数が減少したことから、小中学校ともに統廃合が進み、七会地区は小学校1校、桂地区は小学校2校、中学校1校となっている。

統廃合により、通学困難となる児童生徒にはスクールバス等の運行等の支援を行っているが、多様な解消策を検討し、通学路の利便性を確保するとともに、交通安全対策、防犯対策を図る。

◎小中学校の状況

(各年度5月1日現在)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
七会小	78 人	6	79 人	6	70 人	6	65 人	6	58 人	6
桂小	116 人	7	116 人	7	109 人	7	103 人	7	92 人	7
沢山小	96 人	7	95 人	8	85 人	8	85 人	8	79 人	8
桂中	151 人	8	136 人	7	116 人	6	101 人	6	104 人	6

◎施設の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	小 学 校			中学校
	七会小学校	桂小学校	沢山小学校	桂中学校
敷地面積	11,130 m ²	20,830 m ²	12,689 m ²	34,050 m ²
必要面積	2,500 m ²	2,636 m ²	2,636 m ²	2,515 m ²
保有校舎面積	2,002 m ²	1,863 m ²	2,021 m ²	4,443 m ²
教室数	14	17	15	23
屋内運動場面積	0 m ²	420 m ²	432 m ²	1,599 m ²

イ 生涯学習

多様化する住民ニーズに対応するため、各種の生涯学習事業を展開している。桂地区においては、桂公民館、岩船地区分館において、各種事業や教室等を開催しているほか、集落センター等が整備されており生涯学習施設としての活用が図られている。

七会地区においては、七会町民センターを生涯学習の拠点とし、塩子生活改善センターや集落センターにおいて、各種教室等が開催されている。

また、桂地区においては、幅広い年齢層を対象に読書や学習の機会の充実、郷土愛の醸成等を図るため、桂図書館・郷土資料館を整備している。七会町民センター図書室と連携し、地区の読書活動の推進を図る。

生涯学習については、『町民が主体となる・生涯学習の展開に努めます』を目標に、これらの施設が一体となって、住民が生涯にわたって学習できる機会や情報の提供を図っていく必要がある。

各種事業・教室等で参加人員の向上が事業推進上重要である。

ウ 体育施設

社会体育施設については、グラウンド・体育館・クロッケー場等をはじめ、多くのスポーツ団体（スポーツ協会加盟団体・スポーツ少年団・高年者クラブ等）が利用している。

◎施設の状況（七会地区）

区 分	面 積	利 用 種 目 等
塩子運動広場(塩子地内)	15,000 m ²	野球・ソフトボール
下赤沢運動広場（下赤沢地内）	6,000 m ²	ソフトボール・少年野球
七会体育館（徳蔵地内）	720 m ²	バレー・バスケットボール・バドミントン
花山体育館(塩子地内)	640 m ²	バレー・バスケットボール・バドミントン
クロッケー場(塩子・徳蔵・小勝地内)	2,200 m ²	クロッケー
花山プール(塩子地内)	735 m ²	町民プール
七会町民センター体育館（小勝地内）	1,641 m ²	各種屋内スポーツ
七会町民センターグラウンド(小勝地内)	15,720 m ²	サッカー・グラウンドゴルフ等
七会町民センタートレーニングルーム（小勝地内）		器具使用によるトレーニング

◎施設の状況（桂地区）

区 分	面 積	利 用 種 目 等
大桂公園運動広場（阿波山地区）	12,749 m ²	サッカー・ソフトボール・レクリエーション等
大桂公園ふれあい広場（阿波山地区）	3,915 m ²	滑り台・ブランコ・シーソー・スプリング遊具・砂場
桂運動公園（御前山）	27,197 m ²	野球・ソフトボール
桂体育館（阿波山）	1,227 m ²	バスケットボール・バスケット卓球・バドミントン
粟多目的運動広場（粟地区）	5,850 m ²	ソフトボール・ゲートボール
下坪グラウンド（下坪地区）	3,042 m ²	レクリエーション

（２）その対策

ア 学校教育

小学校については、児童数の減少を考慮し、町費教職員の採用を含め、教育環境整備を図っていく。

イ 生涯学習

- ① 生涯学習についての理解を深め、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化教養を高め得るような環境づくりに努める。
- ② 住民の希望等を検討し、魅力ある事業を展開するとともに、各種のリーダーの養成を図っていく。また、時代に即した学習機器等の整備に努める。

ウ 体育施設

地区運動広場等の利用により、生涯スポーツの振興と体力の向上並びに健康に対する意識の高揚に努める。

(3)事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	七会小学校校舎外壁修繕事業	町	教育環境の向上により、豊かな教育内容を学べることを図る。
		桂小学校校舎屋上防水改修事業	町	
		桂小学校屋内運動場内部改修事業	町	
		沢山小学校校舎改修事業	町	
		沢山小学校屋内運動場内部改修事業	町	
		七会小学校スクールバス運行	町	
		桂小学校スクールバス運行	町	
		通学費補助	町	
	(3)集会施設、体育施設等	花山体育館屋根防水修繕事業	町	
		花山体育館耐震診断・耐震補強事業	町	
		七会体育館外壁等修繕事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	桂公民館外壁修繕事業	町	

	(3)集会施設、体育施設等 図書館	桂図書館・郷土資料館空調設備他改修事業	町	
--	-------------------	---------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、教育施設等長寿命化計画に基づき、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落等整備の方針

七会地区は、集落が7つの旧大字単位で構成され26自治会となっている。平成16年には区長制度を取り入れ8区制となっている。

桂地区は、14区と138自治会となっている。

地域的には地理的条件から集落の整備状況や構成人口に格差が生じており、集落の維持が困難な状況になりつつある。

特に、少子化については深刻となってきており、今後の定住人口対策等が望まれている。

地域住民が生きがいをもって生活を営むには、自治会としての組織形態の存続が必要不可欠であり、今後とも集落の特色、地域住民の意見を反映した環境整備に努め、地区外の方々との交流を通じた活性化を図る必要がある。

イ 住 宅

七会地区及び桂地区では、若年層の流出、高齢化等が進行しており、生産力の低下・人口の減少・過疎化傾向に歯止めをかける必要がある。

車社会と道路事情の改善が進むなかで、水戸市・笠間市・常陸大宮市をはじめとする近隣市町村への通勤が可能であることや、都市部からの用地等の問い合わせがあることから、今後とも定住促進のための公営住宅の維持・整備が必要である。

(2) その対策

ア 集落等整備の方針

地域の連帯性を助長するコミュニティや区長制度の充実、生活道路の緊急整備を核とした生活環境の改善を図っていく。

集落機能の維持・強化のため、地域外の若者等が地域に入り、農作業や集落行事等を手伝う交流事業を促進するとともに、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、地域の持続的発展を推進する。

イ 住 宅

若い世代の定着と人口増加を図るため、U・I・Jターン者を積極的に受け入れられるよう若年層向けの公営住宅を整備・維持し、入居者募集のPRにより定住を図る。併せて、移住者向けの宅地造成を行う等、定住促進及び集落の活性化を図る。

また、住民が安全及び安心して暮らせるよう、リフォーム等の促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財保護

七会地区の指定文化財等は、県指定が5件及び町指定が7件のほか、埋蔵文化財包蔵地が18箇所ある。

桂地区の指定文化財等は、県指定が1件及び町指定が22件のほか、埋蔵文化財包蔵地が25箇所ある。

また、城里町文化財保護審議会の意見等をもとに、貴重な文化財を指定するなどして、その保護を図っている。なお、平成10年度に桂地区、平成16年度に七会地区の郷土史の編纂整備が図られたところである。

今後の課題としては、文化財の保護のもと、将来にわたり伝え残すべき資料の整理を進め、保存活用しなければならない。

◎県指定文化財（七会地区）

（令和4年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	木造弘法大師像	昭 37. 2.26	徳蔵寺	徳 蔵
〃	両界曼荼羅版木	〃	〃	〃
工 芸 品	礼 盤	〃	〃	〃
〃	銅 鐘	昭 42. 3.30	佛國寺	塩 子
彫 刻	鑄造十一面千手観音菩薩像	昭 42.11.24	〃	〃

◎町指定文化財（七会地区）

（令和4年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
名 勝	佛國寺奥ノ院	昭 58. 3.31	佛國寺	塩 子
有形民俗文化財	徳蔵寺の駕籠	〃	徳蔵寺	徳 蔵
建 造 物	徳蔵寺大師堂	平元. 3.15	〃	〃
史 跡	伊藤益荒 伊藤斎宮（水戸天狗党）自刃の碑	昭 58. 3.31	押寄木自治会	小 勝
天然記念物	小勝のかや	平元. 3.15	個人所有	〃
無形民俗文化財	八木節源太おどり	平 10. 4.23	下赤沢民俗芸能保存会	下赤沢

彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 15. 5. 2	個人所有	大 網
-----	-----------	------------	------	-----

◎県指定文化財（桂地区）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
無形文化財	栗野春慶塗	平元. 1.25	稲川武男	栗

◎町指定文化財（桂地区）

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	悪路王面形彫刻	昭 48. 1.20	鹿島神社	高 久
書 跡	大山義勝載書	〃	大山寺	高 根
史 跡	下坏館跡（別称 檜山）	〃	個人所有	下 坏
史 跡	高久館跡	〃	個人所有	高 久
史 跡	平治館跡	〃	個人所有	北 方
史 跡	孫根城跡	〃	個人所有	孫 根
史 跡	毘沙門塚古墳群	〃	個人所有	高 根
史 跡	大山城跡	〃	個人所有	阿波山
史 跡	頓（徳）化原古墳	〃	城里町	北 方
彫 刻	鹿島神社本殿	昭 49. 4.20	鹿島神社	高 久
彫 刻	壁面観世音像	〃	観世音地区 以道会	孫 根
工 芸 品	刀剣（常州水戸住板東太郎 鑢正入道卜伝）	〃	個人所有	栗
工 芸 品	刀剣（常州笠間住正次）	〃	個人所有	栗
書 跡	黒澤止幾の東海道五拾三次の歌	〃	個人所有	錫高野
史 跡	万歳藤	〃	個人所有	上 坏
史 跡	赤沢江跡	〃	城里町	城里町
天然記念物	藤の群生	〃	石船神社	岩 船
書 跡	吉宗公御朱印状	昭 55. 2.23	大山寺	高 根
建 造 物	高根山大山寺山門	昭 57. 11.4	大山寺	高 根
無形文化財	桂雛	平 27. 3.30	小佐畑孝雄	阿波山
史 跡	黒澤止幾生家	平 28. 3.1	城里町	錫高野
絵 画	イコン「至聖生神女」	平 31. 3.28	坏ハリスト ス正教会	上 坏

(2) その対策

ア 文化財保護

文化財の滅失・散逸等を防止し保存活用を図るため、文化財の指定等を行うなどして、住民の文化財保護意識の高揚を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	山村文化資源伝習館屋根等改修事業	町	住民の文化財保護意識の高揚を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東日本大震災以降、再生可能エネルギーも含めた多様なエネルギー源の活用が求められていることから、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大が期待されている。

国の政策などを背景に、太陽光発電施設の設置が多く見られ、メガソーラー施設建設もあった。

しかし、土地開発や山林伐採による自然破壊への懸案、地元住民への生活の影響を伴うことから自然環境への調和と地元住民の理解促進が重要である。

(2) その対策

自然環境への調和や地元住民の理解促進を前提とし、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの利活用による、地域資源の有効活用を図る。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

東日本大震災の被害等により、桂地区の支所機能は仮庁舎となっているため、将来的な機能移転や公民館機能との統合等の検討が必要である。

(2) その対策

仮庁舎となっている桂支所の機能の効率的な機能強化を図り、住民利便性の向上を目指し、桂支所の公民館への移転による機能との統合等を検討する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		桂町民センター整備事業	町	仮庁舎となっている桂支所の整備を行う。

事業計画 (令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業・情報化	光ファイバ網整備高度化更新事業	町	情報インフラの高度化により、時代に合った情報ネットワークの形成を図る。
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交通の確保
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デマンドタクシー運行事業補助	町	地域公共交通の確保
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	超音波画像診断装置更新	町	安心できる医療体制の充実を図る。
		歯科診療ユニットの更新	町	老朽化した歯科診療ユニットの更新を行う。
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		桂町民センター整備事業	町	仮庁舎となっている桂支所の整備を行う。

議案第46号

令和4年度城里町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度城里町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,708,932千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金		9,200	2,868	12,068
	1. 地方特例交付金	9,200	2,868	12,068
12. 地方交付税		3,800,000	18,044	3,818,044
	1. 地方交付税	3,800,000	18,044	3,818,044
16. 国庫支出金		1,162,409	250,091	1,412,500
	1. 国庫負担金	646,341	20,177	666,518
	2. 国庫補助金	511,541	229,914	741,455
17. 県支出金		586,970	8,572	595,542
	2. 県補助金	167,289	8,402	175,691
	3. 委託金	59,915	170	60,085
20. 繰入金		545,135	164,366	709,501
	1. 特別会計繰入金	1	84	85
	2. 基金繰入金	545,134	164,282	709,416
21. 繰越金		100,000	295,684	395,684
	1. 繰越金	100,000	295,684	395,684
22. 諸収入		159,719	1,917	161,636
	5. 雑入	150,462	1,917	152,379
23. 町債		908,200	△ 61,267	846,933
	1. 町債	908,200	△ 61,267	846,933
歳入合計		10,028,657	680,275	10,708,932

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		108,168	△ 4,960	103,208
	1. 議 会 費	108,168	△ 4,960	103,208
2. 総 務 費		1,330,888	227,441	1,558,329
	1. 総 務 管 理 費	1,059,193	224,131	1,283,324
	2. 徴 税 費	160,072	890	160,962
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	61,670	2,420	64,090
3. 民 生 費		2,591,512	135,351	2,726,863
	1. 社 会 福 祉 費	1,794,267	127,778	1,922,045
	2. 児 童 福 祉 費	797,245	7,573	804,818
4. 衛 生 費		963,164	47,642	1,010,806
	1. 保 健 衛 生 費	484,746	38,729	523,475
	2. 清 掃 費	342,831	8,913	351,744
5. 農 林 水 産 業 費		557,896	64,300	622,196
	1. 農 業 費	542,618	64,300	606,918
6. 商 工 費		475,430	83,231	558,661
	1. 商 工 費	475,430	83,231	558,661
7. 土 木 費		1,631,923	112,939	1,744,862
	1. 土 木 管 理 費	76,379	4,140	80,519
	2. 道 路 橋 梁 費	613,485	98,963	712,448
	4. 都 市 計 画 費	669,857	6,848	676,705
	5. 住 宅 費	215,222	2,988	218,210
8. 消 防 費		485,578	△ 1,060	484,518

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 消 防 費	485,578	△ 1,060	484,518
9. 教 育 費		1,059,525	15,391	1,074,916
	1. 教 育 総 務 費	198,974	△ 3,646	195,328
	2. 小 学 校 費	290,425	6,828	297,253
	3. 中 学 校 費	79,661	6,474	86,135
	4. 社 会 教 育 費	299,967	8,039	308,006
	5. 保 健 体 育 費	190,498	△ 2,304	188,194
歳 出	合 計	10,028,657	680,275	10,708,932

第 2 表

地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 併 特 例 事 業	282,200				358,800			
臨 時 財 政 対 策 債	215,000				77,133			
計	908,200				846,933			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方特例交付金	9,200	2,868	12,068
12. 地方交付税	3,800,000	18,044	3,818,044
16. 国庫支出金	1,162,409	250,091	1,412,500
17. 県支出金	586,970	8,572	595,542
20. 繰入金	545,135	164,366	709,501
21. 繰越金	100,000	295,684	395,684
22. 諸収入	159,719	1,917	161,636
23. 町債	908,200	△61,267	846,933
歳入合計	10,028,657	680,275	10,708,932

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 議会費	108,168	△4,960	103,208				△4,960
2. 総務費	1,330,888	227,441	1,558,329	1,275		1,131	225,035
3. 民生費	2,591,512	135,351	2,726,863	136,077		85	△811
4. 衛生費	963,164	47,642	1,010,806	31,940			15,702
5. 農林水産業費	557,896	64,300	622,196	52,660		500	11,140
6. 商工費	475,430	83,231	558,661	29,500	48,100		5,631
7. 土木費	1,631,923	112,939	1,744,862		28,500		84,439
8. 消防費	485,578	△1,060	484,518				△1,060
9. 教育費	1,059,525	15,391	1,074,916	7,211			8,180
歳出合計	10,028,657	680,275	10,708,932	258,663	76,600	1,716	343,296

2. 歳入

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	9,200	2,868	12,068	1. 個人住民税減収補填特例交付金	2,868	個人住民税減収補填特例交付金
計	9,200	2,868	12,068			

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,800,000	18,044	3,818,044	1. 地方交付税	18,044	普通交付税 震災復興特別交付税	△26,642 44,686
計	3,800,000	18,044	3,818,044				

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

2. 衛生費国庫負担金	44,187	20,177	64,364	1. 保健衛生費負担金	20,177	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	
計	646,341	20,177	666,518				

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	159,483	86,884	246,367	1. 総務費補助金	86,884	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2. 民生費国庫補助金	133,945	130,234	264,179	3. 児童福祉費補助金	122,562	子育て世帯等臨時特別支援給付金給付事業費補助金	118,000
				9. 老人福祉費補助金	7,672	子育て世帯等臨時特別支援給付金給付事務費補助金	4,562
3. 衛生費国庫補助金	98,480	11,763	110,243	1. 保健衛生費補助金	11,763	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
5. 教育費国庫補助金	15,960	1,033	16,993	1. 教育費補助金	1,033	公立学校情報機器整備費補助金	
計	511,541	229,914	741,455				

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	86,450	5,843	92,293	5. 児童福祉費補助金	5,843	低所得子育て世帯生活応援特別給付金事業費補助金	5,500
------------	--------	-------	--------	-------------	-------	-------------------------	-------

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区 分	金 額	
						低所得子育て世帯生活応援特別給付金事務 費補助金 343
4. 農林水産業費県補助 金	46,298	2,559	48,857	2. 農業振興費補助金	2,559	県単土地改良事業費補助金 330 農地利用効率化等支援交付金 2,229
計	167,289	8,402	175,691			

(款) 17. 県支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	59,898	170	60,068	1. 総務管理費委託金	170	市町村事務処理特例交付金
計	59,915	170	60,085			

(款) 20. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別 会計繰入金	1	84	85	1. 後期高齢者医療特 別会計繰入金	84	後期高齢者医療特別会計繰入金
計	1	84	85			

(款) 20. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	443,113	163,781	606,894	1. 財政調整基金繰入 金	163,781	財政調整基金繰入金
10. ふるさと水と土保全 基金繰入金		500	500	1. ふるさと水と土保 全基金繰入金	500	ふるさと水と土保全基金繰入金
11. 地域振興基金繰入金		1	1	1. 地域振興基金繰入 金	1	地域振興基金繰入金
計	545,134	164,282	709,416			

(款) 21. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	100,000	295,684	395,684	1. 繰越金	295,684	前年度繰越金
計	100,000	295,684	395,684			

(款) 22. 諸収入 (項) 5. 雑入

8. 雑入	69,080	1,917	70,997	4. 施設維持管理負担 金	1,131	町民センター維持管理負担金
-------	--------	-------	--------	------------------	-------	---------------

				5. 雑入	786	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
計	150,462	1,917	152,379			

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	549,800	76,600	626,400	1. 合併特例事業債	76,600	合併特例事業債
3. 臨時財政対策債	215,000	△137,867	77,133	1. 臨時財政対策債	△137,867	臨時財政対策債
計	908,200	△61,267	846,933			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	108,168	△4,960	103,208				△4,960	2. 給料	△3,870	一般職	
								3. 職員手当等	△1,090	期末手当(一般職) 勤勉手当	△500 △590
計	108,168	△4,960	103,208				△4,960				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	476,162	3,529	479,691	△135			3,664	1. 報酬	29	会計年度任用職員	
								2. 給料	△1,570	一般職	
								3. 職員手当等	610	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職) 住居手当	350 300 10 80 △130
								4. 共済費	1,820	職員共済組合負担金(一般職)	
								12. 委託料	2,640	システム改修委託	
								24. 積立金	197,900	財政調整基金	
3. 財政管理費	69,419	197,900	267,319				197,900	24. 積立金	197,900	財政調整基金	
4. 会計管理費	6,016	655	6,671				655	1. 報酬	655	会計年度任用職員	
5. 財産管理費	155,781	3,304	159,085				3,304	2. 給料	410	一般職	
								3. 職員手当等	760	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職) 住居手当	130 360 330 △30 △30
								10. 需用費	154	光熱水費	
								12. 委託料	1,980	町有地分筆測量業務委託	
								10. 需用費	10,037	光熱水費	
6. 庁舎管理費	33,413	12,297	45,710	1,900			10,397	17. 備品購入費	2,260	施設用備品購入	
								10. 需用費	10,037	光熱水費	

7.企画費	211,129	760	211,889	△490			1,250	2.給料	△490	一般職	
								3.職員手当等	840	扶養手当	580
										期末手当(一般職)	△60
								18.負担金、補助及び交付金	410	補助金 公共交通事業者感染症拡大防止対策支援金 地域おこし協力隊員起業支援補助金	△590 1,000
9.交通安全対策費	14,721	711	15,432				711	14.工事請負費	711	防犯灯設置工事	
10.町民センター費	48,979	4,975	53,954			1,131	3,844	1.報酬	42	会計年度任用職員	
								3.職員手当等	4	期末手当(会計年度任用職員)	
								10.需用費	3,334	光熱水費	
								14.工事請負費	1,595	施設設備等整備工事	
計	1,059,193	224,131	1,283,324	1,275		1,131	221,725				

(款) 2.総務費

(項) 2.徴税費

1.税務総務費	87,958	890	88,848				890	2.給料	660	一般職
								3.職員手当等	230	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職) 住居手当
計	160,072	890	160,962				890			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	61,670	2,420	64,090				2,420	2. 給料	1,420	一般職
								3. 職員手当等	1,000	扶養手当 120 期末手当(一般職) 360 勤勉手当 330 管理職手当 160 通勤手当(一般職) 30
計	61,670	2,420	64,090				2,420			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	380,038	116,232	496,270	122,562			△6,330	2. 給料	1,050	一般職
								3. 職員手当等	294	扶養手当 △500 期末手当(一般職) 240 勤勉手当 330 時間外手当 414 通勤手当(一般職) △230 住居手当 40
								10. 需用費	745	消耗品費 613 印刷製本費 132
								11. 役務費	1,001	通信運搬費 741 手数料 260
								12. 委託料	2,233	電算処理業務委託 1,210 人材派遣委託 1,023
								13. 使用料及び賃借料	169	コピー機使用料
								18. 負担金、補助及び交付金	118,000	補助金 住民税非課税世帯給付金 110,300 家計急変世帯給付金 7,700

								27. 繰出金	△7,260	国民健康保険特別会計（事業勘定） 繰出金	
2. 国民年金 費	7,965	480	8,445				480	2. 給料	40	一般職	
								3. 職員手 当 等	440	扶養手当	80
										期末手当（一般職）	60
										勤勉手当	40
通勤手当（一般職）	△30										
住居手当	290										
3. 高齢者福 祉 費	462,261	11,021	473,282	7,672		1	3,348	2. 給料	△30	一般職	
								3. 職員手 当 等	△120	扶養手当	△70
										期末手当（一般職）	80
										勤勉手当	110
通勤手当（一般職）	40										
住居手当	△280										
18. 負担金 、補助 及び交 付 金	7,672	補助金 地域介護・福祉空間整備等補助									
27. 繰出金	3,499	介護保険特別会計（保険事業勘定） 繰出金									
4. 医療福祉 費	111,379	1,448	112,827				1,448	22. 償還金 、利子 及び割 引 料	1,448	県補助金返還金	
7. 後期高齢 者医療給 付 費	343,162	△1,403	341,759			84	△1,487	2. 給料	△1,940	一般職	
								3. 職員手 当 等	△230	扶養手当	△10
										期末手当（一般職）	△50
勤勉手当	△50										
通勤手当（一般職）	△120										
27. 繰出金	767	後期高齢者医療特別会計繰出金									
計	1,794,267	127,778	1,922,045	130,234		85	△2,541				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	274,544	6,371	280,915	5,843			528	3. 職員手当等	147	時間外手当	
								10. 需用費	51	消耗品費	
								11. 役務費	13	手数料	
								12. 委託料	660	実施設計委託 システム導入委託	528 132
								18. 負担金、補助及び交付金	5,500	補助金 低所得子育て世帯生活応援特別給付金	
2. 保育所費	522,605	1,202	523,807				1,202	1. 報酬	479	会計年度任用職員	
								2. 給料	60	一般職	
								3. 職員手当等	230	期末手当(一般職) 勤勉手当	130 100
								8. 旅費	20	費用弁償	
								10. 需用費	413	光熱水費	
計	797,245	7,573	804,818	5,843			1,730				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生 総務費	162,951	△3,300	159,651				△3,300	2. 給料	△1,580	一般職	
								3. 職員手当等	△410	扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職)	240 △350 △470 170
								27. 繰出金	△1,310	国民健康保険特別会計(施設勘定) 繰出金	
2. 予防費	171,148	41,245	212,393	31,940			9,305	10. 需用費	319	燃料費 印刷製本費	22 297
								11. 役務費	1,316	通信運搬費	
								12. 委託料	23,545	ワクチン接種委託	20,177

										医療廃棄物処理委託	99
										接種券作成委託	3,269
								13. 使用料 及び賃 借 料	660	コピー機使用料	
								18. 負担金 、補助 及び交 付 金	6,100	補助金 ワクチン集団接種協力金	
								19. 扶助費	260	子宮頸がんワクチン任意接種費用	
								22. 償還金 、利子 及び割 引 料	9,045	国庫補助金返還金	5,039
										国庫負担金返還金	4,006
5. 保健福祉 センター 費	50,192	3,244	53,436				3,244	1. 報 酬	11	会計年度任用職員	
								10. 需用費	3,116	光熱水費	
								14. 工事請 負 費	117	七会保健福祉センター改修工事	
6. 環境衛生 費	51,839	△2,460	49,379				△2,460	2. 給 料	△2,510	一般職	
								3. 職員手 当 等	50	扶養手当	480
										期末手当（一般職）	△340
										勤勉手当	△410
										管理職手当	240
										通勤手当（一般職）	80
計	484,746	38,729	523,475	31,940			6,789				

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理 費	204,477	3,650	208,127				3,650	2. 給 料	2,390	一般職	
								3. 職員手 当 等	1,260	扶養手当	200
										期末手当（一般職）	500
										勤勉手当	400
										通勤手当（一般職）	160

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3.し尿処理費	64,393	5,263	69,656				5,263	2.給料 △3,020	一般職	
								3.職員手当等 △640	期末手当(一般職) 勤勉手当 通勤手当(一般職)	△290 △200 △150
								10.需用費 8,923	光熱水費	
計	342,831	8,913	351,744				8,913			

(款) 5.農林水産業費

(項) 1.農業費

1.農業委員会費	39,129	190	39,319				190	3.職員手当等 190	期末手当(一般職) 勤勉手当	90 100
2.農業総務費	58,612	810	59,422				810	2.給料 260 3.職員手当等 550	一般職 扶養手当 期末手当(一般職) 勤勉手当 管理職手当 通勤手当(一般職) 住居手当	 △250 310 290 △20 10 210
3.農業振興費	95,741	47,420	143,161	46,940		500	△20	1.報酬 24 3.職員手当等 167 18.負担金、補助及び交付金 47,229	会計年度任用職員 時間外手当 期末手当(会計年度任用職員) 補助金 農地利用効率化等支援交付金 農業資材高騰対応応援給付金	 2 2,229 45,000
4.水田農業構造改革対策費	62,005	700	62,705	5,390			△4,690	18.負担金、補助及び交付金 700	補助金 水田活用直接支払支援金	
5.畜産業費	4,350	834	5,184				834	10.需用費 834	光熱水費 修繕料	98 736

6.農地費	46,229	470	46,699	330			140	18.負担金、補助及び交付金	470	補助金 県単かんがい排水路整備補助
8.集落排水費	235,914	13,876	249,790				13,876	18.負担金、補助及び交付金	13,876	補助金 下水道事業会計補助（農業集落排水）
計	542,618	64,300	606,918	52,660		500	11,140			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	40,936	1,540	42,476				1,540	2. 給料	620	一般職
								3. 職員手当等	920	扶養手当 20 期末手当（一般職） 620 勤勉手当 550 通勤手当（一般職） △20 住居手当 △250
2. 商工業振興費	149,429	30,165	179,594	29,500			665	3. 職員手当等	165	時間外手当
								18. 負担金、補助及び交付金	30,000	補助金 事業者等原油価格・物価高騰対策支援金
4. 観光施設費	261,465	51,526	312,991		48,100		3,426	12. 委託料	1,366	設計監理委託 1,155 トレーニング機器運搬委託 211
								14. 工事請負費	49,500	改修工事
								17. 備品購入費	660	機械器具購入
計	475,430	83,231	558,661	29,500	48,100		5,631			

(款) 7. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	76,379	4,140	80,519				4,140	2. 給料	1,760	一般職
								3. 職員手当等	2,380	扶養手当 560 期末手当(一般職) 830 勤勉手当 730 通勤手当(一般職) 260
計	76,379	4,140	80,519				4,140			

(款) 7. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	291,360	43,813	335,173				43,813	12. 委託料	13,497	調査測量設計委託 8,547 側溝清掃委託 4,950
								14. 工事請負費	30,316	維持補修工事
2. 道路新設改良費	271,969	55,150	327,119		28,500		26,650	12. 委託料	23,700	調査測量設計委託
								16. 公有財産購入費	6,050	用地購入(単独事業)
								21. 補償、補填及び賠償金	25,400	補償金 町道改良移転補償物件費
計	613,485	98,963	712,448		28,500		70,463			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	17,870	△1,190	16,680				△1,190	2. 給料	△1,000	一般職
								3. 職員手当等	△190	扶養手当 △120 期末手当(一般職) 勤勉手当 △150 通勤手当(一般職) △30 住居手当 300
2. 公園費	14,617	2	14,619				2	1. 報酬	2	会計年度任用職員

3. 公共下水道費	637,370	8,036	645,406				8,036	18. 負担金、補助及び交付金	8,036	補助金 下水道事業会計補助（公共下水道）
計	669,857	6,848	676,705				6,848			

(款) 7. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	61,276	360	61,636				360	2. 給料	630	一般職
								3. 職員手当等	△270	扶養手当 △600 期末手当（一般職） 100 勤勉手当 190 通勤手当（一般職） 50 住居手当 △10
2. 住宅建設費	153,946	2,628	156,574				2,628	11. 役務費	250	手数料
								12. 委託料	2,378	実施設計委託
計	215,222	2,988	218,210				2,988			

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 非常備消防費	452,660	△1,060	451,600				△1,060	2. 給料	△690	一般職
								3. 職員手当等	△370	扶養手当 △120 期末手当（一般職） △120 勤勉手当 △70 通勤手当（一般職） △60
計	485,578	△1,060	484,518				△1,060			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	197,473	△3,646	193,827				△3,646	1. 報酬	49	会計年度任用職員
								2. 給料	△1,440	一般職
								3. 職員手当等	△690	扶養手当 △120 期末手当（一般職） △200 勤勉手当 △180 通勤手当（一般職） 110 住居手当 △300

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	△1,570	職員共済組合負担金(一般職)	
							8. 旅費	5	費用弁償	
計	198,974	△3,646	195,328							

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	258,299	6,828	265,127	720			6,108	1. 報酬	28	会計年度任用職員
								3. 職員手当等	41	期末手当(会計年度任用職員)
								10. 需用費	6,699	光熱水費
								18. 負担金、補助及び交付金	60	負担金 テレビ共同アンテナ負担金
計	290,425	6,828	297,253	720			6,108			

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	45,911	4,789	50,700	401			4,388	10. 需用費	4,789	光熱水費
2. 教育振興費	33,750	1,685	35,435				1,685	13. 使用料及び賃借料	785	バス借上料
								18. 負担金、補助及び交付金	900	補助金 部活動大会出場補助
計	79,661	6,474	86,135	401			6,073			

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	52,813	△2,040	50,773	6,090			△8,130	2. 給料	△760	一般職
------------	--------	--------	--------	-------	--	--	--------	-------	------	-----

								3. 職員手当等	△1,280	扶養手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 通勤手当（一般職）	△670 △280 △320 △10
2. 公民館費	97,037	3,124	100,161				3,124	1. 報酬	101	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	130	期末手当（一般職） 勤勉手当 通勤手当（一般職）	△10 40 100
								7. 報償費	30	報償金 講師謝礼 記念品代等 記念品代	10 10 20 20
								10. 需用費	2,843	消耗品費 光熱水費 賄材料費	116 2,716 11
								11. 役務費	20	手数料	
3. コミュニティセンター費	97,566	4,559	102,125				4,559	1. 報酬	136	会計年度任用職員	
								3. 職員手当等	132	期末手当（一般職） 勤勉手当 期末手当（会計年度任用職員）	60 70 2
								10. 需用費	4,291	光熱水費	
4. 図書館資料館費	49,863	2,196	52,059				2,196	1. 報酬	6	会計年度任用職員	
								10. 需用費	2,190	光熱水費	
5. 文化財保護費	2,688	200	2,888				200	18. 負担金、補助及び交付金	200	補助金 町指定文化財補修・保全事業費補助	
計	299,967	8,039	308,006	6,090			1,949				

(款) 9. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	37,185	171	37,356				171	10. 需用費	171	光熱水費	
----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	---------	-----	------	--

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 学校給食センター費	147,587	△2,475	145,112				△2,475	2. 給料	△2,690	一般職
								3. 職員手当等	△2,340	期末手当(一般職) △1,030 勤勉手当 △980 管理職手当 △240 通勤手当(一般職) △90
								10. 需用費	2,491	光熱水費 2,073 修繕料 418
								17. 備品購入費	64	給食用備品購入
計	190,498	△2,304	188,194				△2,304			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	333	253,138	599,956	524,138	1,377,232	235,616	1,612,848	
補 正 前	331	251,576	612,246	521,228	1,385,050	235,366	1,620,416	
比 較	2	1,562	△12,290	2,910	△7,818	250	△7,568	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	16,458	156,034	107,842	106,441	14,435	11,453	8,184	12,130	87,561	
	補 正 前	16,248	155,025	107,612	105,550	14,295	11,533	7,674	12,130	87,561	
	比 較	210	1,009	230	891	140	△80	510			
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			344	3,256						
	補 正 前			344	3,256						
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	166	253,138		35,005	288,143	43,123	331,266	
補 正 前	164	251,576		34,956	286,532	43,123	329,655	
比 較	2	1,562		49	1,611		1,611	

(単位 千円)

職 員 手 当 の	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	宿 日 直 手 当
	補 正 後		35,005								
	補 正 前		34,956								
	比 較		49								
内 訳	区 分	夜 間 看 護 手 当	調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 12,290	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 12,290		
職員手当	2,910	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,910		

令和4年度 城里町
一般会計補正予算（第2号）
予算の概要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	地域おこし協力隊員起業支援補助金交付事業	○	同補助金交付要綱に基づき、町内で起業を行う任期終了後を含む隊員に対し、必要な経費等の補助を行う。	1,000	11	特別交付税対象事業
2	事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付事業	○	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている事業者に対して、支援金を支払い今後の経営の支援を行う。	30,165	17	対象見込 600人 総務費国庫補助金 29,500
3	ふれあいの里イベントホール冷凍冷蔵庫購入事業	○	イベントホールの冷凍冷蔵庫が経年劣化で修繕不能となった。人気のピザ焼き体験等の材料を保管する役割を果たしていることから、早急な入替を要する。	660	17	
4	ホロルの湯屋上防水改修事業	○	ホロルの湯の屋上屋根が経年劣化に伴い、損傷が激しく一部雨漏れも発生している。利用者の利便性向上及び施設の安全性確保のため、改修工事及び施工監理を行う。	50,655	17	
5	七会町民センターガラス回りコーキング事業	○	施設内の落下の恐れのある窓ガラスの安全性を確保するため、ガラスを固定するゴムパッキンをコーキング材へ変更する工事を行う。	1,232	11	
6	七会町民センター駐車場改修事業	○	町民センター駐車場において、縁石による町民の転倒事故や駐車用の白線の擦り切れによって、安全性が低下しているため、縁石の改修や白線の引き直しを行う。	363	11	
7	町民センター事業(七会町民センター電気使用料)		七会町民センターにおいて、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	2,765	11	
8	町民センター事業(七会町民センター水道使用料)		平年よりも厳しい暑さが続いたことにより、維持管理にかかる使用料が増えたため補正を行う。	569	11	

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
9	個人情報Webシステム改修業務	○	個人情報保護制度の見直しに対応するため、システムの改修を行う。	2,640	10	
10	庁舎維持管理事業(本庁舎電気使用料)		本庁舎において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	9,790	10	
11	議場等傍聴者用モニター整備事業	○	新型コロナウイルス感染症の感染予防及び傍聴席の環境改善のため、議場等にモニターを設置する。	2,260	10	総務費国庫補助金 1,900

(課局名 財務課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
12	財政調整基金積立金		地方自治法及び地方財政法の規定に基づき基金への積立てを行う。	197,900	10	
13	医師住宅用地分筆登記業務	○	医師住宅用地の分筆業務を行う。	1,980	10	

(課局名 町民課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
14	バス停留所付近防犯灯設置事業		夜間における暗いバス停留所付近に防犯のため防犯灯設置を行う。	711	11	
15	し尿処理事業(衛生センター電気使用料)		衛生センターにおいて、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	8,923	16	

(課局名 長寿応援課)

(単位 千円)

通し番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
16	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付事業	○	高齢者施設等における防災・減災対策のため、施設の修繕工事費の補助を行う。	7,672	13	民生費国庫補助金 7,672

(課局名 福祉こども課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
17	電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金事業	○	電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計 への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世 帯当たり5万円の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の 支給を行う。	122,562	12	対象見込 2,360世帯 民生費国庫補助金 122,562
18	石塚開放学級駐車場整備事業	○	石塚開放学級の進入路及び駐車場等を整備するため実施設計を 行う。	528	14	
19	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金 支給事業	○	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等 の物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を 除く。)を見舞う観点から、対象児童1人当たり5万円の子育て世帯 生活応援特別給付金の支給を行う。	5,843	14	対象見込 110人 民生費県補助金 5,843

(課局名 健康保険課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
20	医療福祉事業		令和3年度補助金確定による返還金(県補助金)	1,448	13	
21	後期高齢者医療特別会計繰出金		後期高齢者医療特別会計事務費繰出金の歳出見込額増により補 正を行う。	767	13	
22	新型コロナウイルスワクチン接種事業		新型コロナウイルスワクチン(オミクロン株対応ワクチン)接種を行 うための体制を確保し、ワクチン接種を行う。	40,985	14	衛生費国庫負担金 20,177 衛生費国庫補助金 11,763
23	保健福祉センター事業(常北保健福祉センター 電気使用料)		常北保健福祉センターにおいて、電気料金に含まれる燃料費調整 額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契 約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市 場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を 行う。	3,116	15	

(課局名 農業政策課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
24	農業資材高騰対応応援給付金交付事業	○	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた方の負担軽減を図るため、農業収入のある方に対し1人当たり50,000円の応援給付金の交付を行う。	45,165	16	対象見込 900人 総務費国庫補助金 44,711
25	農地利用効率化等支援交付金交付事業	○	人・農地プランに位置付けられた認定農業者に対し、必要な農業用機械(汎用コンバイン)導入の補助を行う。	2,229	16	農林水産業費県補助金 2,229
26	水田活用直接支払支援事業		新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が低下したことによる米価の下落対策として、転作を行う個人等に対し支援金(1反歩当たり10,000円)を交付する。 転作面積の増により補正を行う。	700	16	財源更正 総務費国庫補助金 5,390
27	鍛冶屋沢放牧場漏水修繕事業	○	鍛冶屋沢放牧場の漏水修繕を行う。	736	16	
28	県単かんがい排水路整備補助事業		古内3期地区における事業費の増により補正を行う。	470	17	700,000円×67.5% (県47.5%、町20%) 農林水産業費県補助金 330

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
29	町道1242号線道路舗装修繕事業	○	町道舗装修繕のための設計を行う。	4,147	18	石塚地区
30	町道0202号線排水整備事業	○	町道の道路排水整備のための測量設計を行う。	4,400	18	石塚地区
31	町道側溝清掃業務		町道側溝清掃事業のための業務を行う。	4,950	18	増井地区

(課局名 都市建設課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
32	町道8-0430号線法面修繕事業		道路法面の崩壊を防ぐための工事を行う。	1,166	18	北方地内
33	町道維持補修事業		一般交通・生活環境に支障が及ばないよう町道等の適正な維持補修を行う。	26,358	18	下青山地内他4箇所
34	町道水銀灯LED化工事	○	道路灯の維持管理費を抑えるため、LEDに交換を行う。	2,792	18	塩子地内他8箇所
35	町道1236号線道路改良事業		町道改良のための測量設計業務を行う。	7,100	18	那珂西地内
36	町道1238号線道路改良事業	○	町道改良のための測量設計業務を行う。	5,100	18	石塚地内
37	町道0215・2218号線道路改良事業	○	町道改良のための測量設計業務を行う。	11,500	18	磯野地区
38	町道0219・1315号線道路改良事業		町道改良のための用地買収及び補償を行う。	25,500	18	増井地内
39	町道0211・2038号線道路改良事業		町道改良のための用地買収及び補償を行う。	1,050	18	下青山地区
40	町道8-0120号線道路改良事業		町道改良のための電柱移転補償を行う。	1,900	18	上坏地内
41	地区計画道路9-4号線(町道1539号線) 道路新設改良事業		町道改良のための水道管移転補償を行う。	3,000	18	石塚地内
42	町営南・米沢団地建替事業		町営南・米沢団地建替事業のための解体工事実施設計業務を行う。	2,378	19	

(課局名 教育委員会)

(単位:千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事業費	頁	備 考
43	小学校管理運営事務局事業(電気使用料)		各小学校において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	6,699	20	
44	中学校管理運営事務局事業(電気使用料)		各中学校において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	4,789	20	
45	常北中学校教育振興事業(バス借上料)		燃料費高騰によるバス借上料の単価の上昇や中央地区大会での上位進出の部活動が多かったことにより、常北中の部活動大会生徒輸送バス借上料に不足が生じる見込みがあるため補正を行う。	785	20	
46	公民館事業(電気使用料)		常北公民館及び桂公民館において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	2,716	21	常北公民館 1,429 桂公民館 1,287
47	コミュニティセンター運営事業(電気使用料)		コミュニティセンター城里において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	4,291	21	
48	図書館資料館運営事業(電気使用料)		桂図書館において、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	2,190	21	
49	文化財保護事業費補助金交付事業		町指定文化財である天然記念物モミジの保全のため、所有者が枯死部の切断を行ったため、町文化財保護事業費補助金をの交付を行う。	200	21	「天然記念物の保全」 補助率1/2、限度額20万円
50	常北学校給食センター管理運営事業 (電気使用料)		常北学校給食センターにおいて、電気料金に含まれる燃料費調整額の単価の上昇及び10月からの電気供給契約が最終保障供給契約になることで、基本料金単価が大幅に増額するとともに、新たに市場価格調整額が追加となり、電気使用料に不足が生じるため補正を行う。	2,073	22	

(課局名 下水道課)

(単位:千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事業費	頁	備 考
51	下水道事業会計補助(農業集落排水)		下水道事業会計(農業集落排水)事業費の歳出見込額増により補正を行う。	13,876	17	
52	下水道事業会計補助(公共下水道)		下水道事業会計(公共下水道)事業費の歳出見込額増により補正を行う。	8,036	19	

議案第47号

令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,288,612千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		1,709,552	597	1,710,149
	1. 県補助金	1,709,552	597	1,710,149
6. 繰入金		173,177	△ 7,260	165,917
	1. 他会計繰入金	173,176	△ 7,260	165,916
7. 繰越金		10,001	21,721	31,722
	1. 繰越金	10,001	21,721	31,722
歳入合計		2,273,554	15,058	2,288,612

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		60,224	△ 7,095	53,129
	1. 総務管理費	53,829	△ 7,095	46,734
2. 保険給付費		1,599,571	432	1,600,003
	6. 傷病手当金	1	432	433
6. 基金積立金		130,918	21,721	152,639
	1. 基金積立金	130,918	21,721	152,639
歳出合計		2,273,554	15,058	2,288,612

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	1,709,552	597	1,710,149
6. 繰入金	173,177	△7,260	165,917
7. 繰越金	10,001	21,721	31,722
歳入合計	2,273,554	15,058	2,288,612

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	60,224	△7,095	53,129	165			△7,260
2. 保険給付費	1,599,571	432	1,600,003	432			
6. 基金積立金	130,918	21,721	152,639				21,721
歳出合計	2,273,554	15,058	2,288,612	597			14,461

2. 歳入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位 千円)

目	補正前額 予算額	補正額 予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	1,709,551	597	1,710,148	3. 特別交付金・特別調整交付金分(市町村分)	597	特別調整交付金分(市町村分)
計	1,709,552	597	1,710,149			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	173,176	△7,260	165,916	3. 職員給与費等繰入金	△7,260	職員給与費等繰入金
計	173,176	△7,260	165,916			

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	10,001	21,721	31,722	1. 繰越金	21,721	前年度その他繰越金
計	10,001	21,721	31,722			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	52,727	△7,095	45,632	165			△7,260	2. 給料	△4,500	一般職
								3. 職員手当等	△1,610	扶養手当 △50 期末手当（一般職） △690 勤勉手当 △720 通勤手当（一般職） 40 退職手当組合負担金（一般職） △190
								4. 共済費	△1,150	職員共済組合負担金（一般職）
								12. 委託料	165	システム改修委託
計	53,829	△7,095	46,734	165			△7,260			

(款) 2. 保険給付費

(項) 6. 傷病手当金

1. 傷病手当金	1	432	433	432				18. 負担金、補助及び交付金	432	負担金 傷病手当金
計	1	432	433	432						

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	130,918	21,721	152,639				21,721	24. 積立金	21,721	国民健康保険支払準備基金
計	130,918	21,721	152,639				21,721			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	7	2,119	17,523	13,693	33,335	6,428	39,763	
補 正 前	7	2,119	22,023	15,303	39,445	7,578	47,023	
比 較			△4,500	△1,610	△6,110	△1,150	△7,260	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	28	4,146	3,164	2,236	240	765	330		2,784	
	補 正 前	78	4,836	3,884	2,236	240	725	330		2,974	
	比 較	△50	△690	△720			40			△190	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	6		17,523	13,269	30,792	5,938	36,730	
補 正 前	6		22,023	14,879	36,902	7,088	43,990	
比 較			△4,500	△1,610	△6,110	△1,150	△7,260	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	28	3,722	3,164	2,236	240	765	330		2,784	
	補 正 前	78	4,412	3,884	2,236	240	725	330		2,974	
	比 較	△50	△690	△720			40			△190	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1	2,119		424	2,543	490	3,033	
補 正 前	1	2,119		424	2,543	490	3,033	
比 較								

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		424								
	補 正 前		424								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 4,500	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 4,500		
職員手当	△ 1,610	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,610		

令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度城里町の国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		114,115	△ 1,310	112,805
	1. 他会計繰入金	114,115	△ 1,310	112,805
4. 繰越金		1,500	15	1,515
	1. 繰越金	1,500	15	1,515
歳入合計		236,052	△ 1,295	234,757

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		135,329	△ 2,166	133,163
	1. 施設管理費	134,929	△ 2,166	132,763
2. 医療費		72,544	871	73,415
	1. 医療費	72,544	871	73,415
歳出合計		236,052	△ 1,295	234,757

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	114,115	△1,310	112,805
4. 繰越金	1,500	15	1,515
歳入合計	236,052	△1,295	234,757

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	135,329	△2,166	133,163				△2,166
2. 医療費	72,544	871	73,415				871
歳出合計	236,052	△1,295	234,757				△1,295

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	101,889	△1,310	100,579	1. 一般会計繰入金	△1,310	一般会計繰入金
計	114,115	△1,310	112,805			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,500	15	1,515	1. 繰越金	15	前年度繰越金
計	1,500	15	1,515			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	134,929	△2,166	132,763				△2,166	1. 報酬	2,500	会計年度任用職員
								2. 給料	△3,260	一般職
								3. 職員手当等	△1,268	扶養手当 △600 期末手当(一般職) △440 勤勉手当 △160 退職手当組合負担金(一般職) △420 期末手当(会計年度任用職員) 352
								4. 共済費	△550	職員共済組合負担金(一般職)
								8. 旅費	105	費用弁償
								10. 需用費	216	消耗品費 19 印刷製本費 36 修繕料 161
								11. 役務費	9	通信運搬費
								12. 委託料	27	植木剪定委託
								13. 使用料及び賃借料	55	診療支援システム使用料
計	134,929	△2,166	132,763				△2,166			

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

1. 医療用機械器具費	13,896	871	14,767				871	17. 備品購入費	871	機械器具購入
計	72,544	871	73,415				871			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	17	12,804	46,784	43,691	103,279	14,784	118,063	
補 正 前	17	10,304	50,044	44,959	105,307	15,334	120,641	
比 較		2,500	△3,260	△1,268	△2,028	△550	△2,578	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	618	10,971	9,314	3,510	1,452	787			5,892	
	補 正 前	1,218	11,059	9,474	3,510	1,452	787			6,312	
	比 較	△600	△88	△160						△420	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,273	8,874							
	補 正 前		2,273	8,874							
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11		46,784	41,568	88,352	14,784	103,136	
補 正 前	11		50,044	43,188	93,232	15,334	108,566	
比 較			△3,260	△1,620	△4,880	△550	△5,430	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	618	8,848	9,314	3,510	1,452	787			5,892	
	補 正 前	1,218	9,288	9,474	3,510	1,452	787			6,312	
	比 較	△600	△440	△160						△420	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後		2,273	8,874							
	補 正 前		2,273	8,874							
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	6	12,804		2,123	14,927		14,927	
補 正 前	6	10,304		1,771	12,075		12,075	
比 較		2,500		352	2,852		2,852	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		2,123								
	補 正 前		1,771								
	比 較		352								
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,260	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 3,260		
職員手当	△ 1,268	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,268		

議案第48号

令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度城里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		75,809	767	76,576
	1. 他会計繰入金	75,809	767	76,576
4. 繰越金		1	84	85
	1. 繰越金	1	84	85
歳入合計		258,995	851	259,846

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		532	851	1,383
	1. 償還金及び還付加算金	531	767	1,298
	2. 繰出金	1	84	85
歳出合計		258,995	851	259,846

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	75,809	767	76,576
4. 繰越金	1	84	85
歳入合計	258,995	851	259,846

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 諸支出金	532	851	1,383				851
歳出合計	258,995	851	259,846				851

2. 歳 入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	75,809	767	76,576	2. 事務費繰入金	767	事務費繰入金
計	75,809	767	76,576			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	84	85	1. 繰越金	84	繰越金
計	1	84	85			

3. 歳 出

(款) 3. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険料還付金	500	767	1,267				767	22. 償還金、利子及び割引料	767	保険料還付金
計	531	767	1,298				767			

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	84	85				84	27. 繰出金	84	一般会計繰出金
計	1	84	85				84			

議案第49号

令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,627,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		635,434	1,255	636,689
	2. 国庫補助金	210,854	1,255	212,109
5. 県支出金		363,816	605	364,421
	2. 県補助金	10,995	605	11,600
7. 繰入金		383,332	4,485	387,817
	1. 他会計繰入金	381,330	3,499	384,829
	3. 介護サービス事業勘定繰入金	2	986	988
8. 繰越金		1,000	117,116	118,116
	1. 繰越金	1,000	117,116	118,116
歳入合計		2,503,622	123,461	2,627,083

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		40,878	2,938	43,816
	1. 総務管理費	28,337	2,938	31,275
3. 地域支援事業費		70,703	4,132	74,835
	3. 包括的支援事業・任意事業費	31,947	4,132	36,079
5. 基金積立金		1	114,178	114,179
	1. 基金積立金	1	114,178	114,179
6. 諸支出金		41	2,213	2,254
	1. 償還金及び還付加算金	40	2,213	2,253
歳出合計		2,503,622	123,461	2,627,083

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	635,434	1,255	636,689
5. 県支出金	363,816	605	364,421
7. 繰入金	383,332	4,485	387,817
8. 繰越金	1,000	117,116	118,116
歳入合計	2,503,622	123,461	2,627,083

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	40,878	2,938	43,816	44			2,894
3. 地域支援事業費	70,703	4,132	74,835	1,816		1,591	725
5. 基金積立金	1	114,178	114,179				114,178
6. 諸支出金	41	2,213	2,254				2,213
歳出合計	2,503,622	123,461	2,627,083	1,860		1,591	120,010

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	12,299	1,211	13,510	1. 現年度分	1,211	地域支援事業交付金
7. 介護保険事業費補助金		44	44	1. 介護保険事業費補助金	44	介護保険事業費補助金
計	210,854	1,255	212,109			

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	6,150	605	6,755	1. 現年度分	605	地域支援事業交付金
計	10,995	605	11,600			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	40,878	2,894	43,772	1. 職員給与費等繰入金	2,850	職員給与費等繰入金
				2. 事務費繰入金	44	事務費繰入金
4. 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	6,150	605	6,755	1. 現年度分	605	地域支援事業繰入金
計	381,330	3,499	384,829			

(款) 7. 繰入金

(項) 3. 介護サービス事業勘定繰入金

1. 介護サービス事業勘定繰入金	2	986	988	1. 介護サービス事業勘定繰入金	986	地域支援事業
計	2	986	988			

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,000	117,116	118,116	1. 繰越金	117,116	前年度繰越金
計	1,000	117,116	118,116			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	28,337	2,938	31,275	44			2,894	2. 給料	890	一般職
								3. 職員手当等	1,290	期末手当 (一般職) 450 勤勉手当 450 通勤手当 (一般職) △80 退職手当組合負担金 (一般職) 470
								4. 共済費	670	職員共済組合負担金 (一般職)
								12. 委託料	88	システム改修委託
計	28,337	2,938	31,275	44			2,894			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 地域包括支援センター費	31,947	4,132	36,079	1,816		1,591	725	2. 給料	1,890	一般職
								3. 職員手当等	1,380	期末手当 (一般職) 700 勤勉手当 480 通勤手当 (一般職) △70 住居手当 △320 退職手当組合負担金 (一般職) 590
								4. 共済費	790	職員共済組合負担金 (一般職)
								10. 需用費	11	消耗品費
								11. 役務費	4	手数料
								18. 負担金、補助及び交付金	57	負担金 研修会負担金
計	31,947	4,132	36,079	1,816		1,591	725			

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	1	114,178	114,179				114,178	24. 積立金	114,178	介護給付費準備基金
計	1	114,178	114,179				114,178			

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 第1号被 保険者還 付加算金	39	2,213	2,252				2,213	22. 償還金 、利子 及び割 引料	2,213	過誤納還付金及び加算金
計	40	2,213	2,253				2,213			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	9	1,959	28,809	19,418	50,186	9,168	59,354	
補 正 前	9	1,959	26,029	16,748	44,736	7,708	52,444	
比 較			2,780	2,670	5,450	1,460	6,910	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		6,414	5,201	2,744	240	576	16		4,227	
	補 正 前		5,264	4,271	2,744	240	726	336		3,167	
	比 較		1,150	930			△150	△320		1,060	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	8		28,809	19,026	47,835	9,168	57,003	
補 正 前	8		26,029	16,356	42,385	7,708	50,093	
比 較			2,780	2,670	5,450	1,460	6,910	

(単位 千円)

職員手当の	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		6,022	5,201	2,744	240	576	16		4,227	
	補 正 前		4,872	4,271	2,744	240	726	336		3,167	
	比 較		1,150	930			△150	△320		1,060	
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,780	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	2,780		
職員手当	2,670	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,670		

令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度城里町の介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		1	986	987
	1. 繰越金	1	986	987
歳入合計		5,105	986	6,091

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸支出金		2	986	988
	1. 繰出金	2	986	988
歳出合計		5,105	986	6,091

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	1	986	987
歳入合計	5,105	986	6,091

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 諸支出金	2	986	988				986
歳出合計	5,105	986	6,091				986

2. 歳 入

(款) 2. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	986	987	1. 繰越金	986	前年度繰越金
計	1	986	987			

3. 歳 出

(款) 2. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険事業勘定繰出金	2	986	988				986	27. 繰出金	986	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金
計	2	986	988				986			

令和4年度 城里町
介護保険特別会計補正予算（第1号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	介護給付費準備基金積立金事業		前年度繰越金が発生したため基金に積立てを行う。	114,178	6	
2	第1号被保険者保険料還付加算事業		令和3年度介護保険料の過誤納金および遡及更正分保険料の返還を行う。	2,213	7	特別徴収分1,486 普通徴収分305 遡及更正分422

議案第50号

令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度城里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度城里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	水道事業収益	698,721 千円	23,000 千円	721,721 千円
第1項	営業収益	502,048 千円	23,000 千円	525,048 千円
支 出				
第1款	水道事業費用	698,721 千円	68,000 千円	766,721 千円
第1項	営業費用	645,871 千円	68,000 千円	713,871 千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和4年10月12日 提出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画	4
2. 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書	5
3. 補正予算給与費明細書	6
第1表 債務負担行為補正	8

1. 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

(収益的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			698,721	23,000	721,721	
	1 営業収益		502,048	23,000	525,048	
		2 受託工事収益	63,165	23,000	86,165	

(収益の支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			698,721	68,000	766,721	
	1 営業費用		645,871	68,000	713,871	
		1 原水及び浄水費	150,758	43,900	194,658	
		4 受託工事費	63,165	23,000	86,165	
		5 総係費	105,265	1,100	106,365	

2. 令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益の収入及び支出

(収益の収入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1 水道事業収益		698,721	23,000	721,721			
1 営業収益		502,048	23,000	525,048			
	2 受託工事収益	63,165	23,000	86,165			
					1 受託工事収益	23,000	都市建設課等受託工事負担金

(収益の支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1 水道事業費用		698,721	68,000	766,721			
1 営業費用		645,871	68,000	713,871			
	1 原水及び浄水費	150,758	43,900	194,658			
					4 動力費	45,000	電気料金
					6 修繕費	△ 1,100	
	3 受託工事費	63,165	23,000	86,165			
					2 工事請負費	23,000	都市建設課等受託工事
	4 総係費	105,265	1,100	106,365			
					2 給料	150	
					3 手当	950	扶養手当等

3. 補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	7	85	25,189	19,169	44,443	7,400	51,843	
補 正 前	7	85	25,039	18,219	43,343	7,400	50,743	
比 較			150	950	1,100		1,100	

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当 組合負担金
	補 正 後	1,126	5,170	4,787	2,537	852	224	252	820	3,401
	補 正 前	756	4,980	4,617	2,537	852	304	252	540	3,381
	比 較	370	190	170			△ 80		280	20

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	150	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	150		
手 当	950	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	950		

第 1 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収事務業務	令和 4 年度より令和 9 年度まで	155,100
検針・料金・滞納・会計システム賃借料	令和 4 年度より令和 9 年度まで	39,600

令和4年度 城里町
水道事業会計補正予算（第1号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	水道基幹施設維持管理事業		電気料の高騰により予算額が不足する見込みのため、増額補正し、電気料の支払いを行う。	45,000	5	
2	受託工事事業		都市建設課及び下水道課の工事に伴い、水道管の移設等を行う。	23,000	5	都市建設課分3,000 下水道課分20,000

議案第51号

令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度城里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度城里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入と収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款	下水道事業収益	1,159,344 千円	21,912 千円	1,181,256 千円
第2項	営業外収益	978,726 千円	21,912 千円	1,000,638 千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	1,159,344 千円	21,912 千円	1,181,256 千円
第1項	営業費用	1,002,861 千円	21,640 千円	1,024,501 千円
第2項	営業外費用	124,562 千円	272 千円	124,834 千円

(資本的支出)

第3条 令和4年度城里町下水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「333,982千円」を「355,336千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	911,786千円	21,354千円	933,140千円
第1項	建設改良費	337,960千円	21,354千円	359,314千円

令和4年10月12日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和4年 月 日

令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

1.	令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画	4
2.	令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書	5
3.	補正予算給与費明細書	7

1. 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

(収益的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			1,159,344	21,912	1,181,256	
	2 営業外収益		978,726	21,912	1,000,638	
		2 他会計補助金	562,681	21,912	584,593	

(収益の支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,159,344	21,912	1,181,256	
	1 営業費用		1,002,861	21,640	1,024,501	
		1 管渠費	37,768	8,389	46,157	
		2 処理場費	63,522	13,621	77,143	
		4 総係費	115,212	△ 370	114,842	
	2 営業外費用		124,562	272	124,834	
1 支払利息及び企業債取扱諸費		113,560	272	113,832		

資本的收入及び支出

(資本的支出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			911,786	21,354	933,140	
	1 建設改良費		337,960	21,354	359,314	
		2 管渠整備事業費	277,286	20,000	297,286	
		3 管渠改良事業費	47,394	1,354	48,748	

2. 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

収益的收入及び支出

(収益的收入)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	下水道事業収益	1,159,344	21,912	1,181,256			
2	営業外収益	978,726	21,912	1,000,638			
	2 他会計補助金	562,681	21,912	584,593			
					1 一般会計補助金	26,890	一般会計補助金の増

(収益的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	下水道事業費用	1,159,344	21,912	1,181,256			
1	営業費用	1,002,861	21,640	1,024,501			
	1 管渠費	37,768	8,389	46,157			
					12 動力費	1,586	施設電気料金の増
					17 修繕費	381	施設等修繕工事費の増
					26 路面復旧費	6,422	マンホール及び周辺道路等の修繕費の増
	2 処理場費	63,522	13,621	77,143			
					12 動力費	13,621	処理場電気料金の増
	4 総係費	115,212	△ 370	114,842			
					2 給料	△ 720	職員給料
					3 手当	350	期末手当 △ 60 勤勉手当 170 通勤手当 △ 20 住居手当 330 退職手当組合負担金 △ 70
2	営業外費用	124,562	272	124,834			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	113,560	272	113,832			
					46 企業債利息	272	企業債償還金利息分の増

資本的支出

(資本的支出)

(単位 千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1	資本的支出	911,786	21,354	933,140			
1	建設改良費	337,960	21,354	359,314			
	2 管渠整備事業費	277,286	20,000	297,286			
					31 補償費	20,000	水道管移設補償費の増
	3 管渠改良事業費	47,394	1,354	48,748			
					27 工事請負費	1,354	管渠補修工事費の増

3. 補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	12	9	1,332	32,434	29,491	63,257	11,337	74,594
補 正 前	12	9	1,332	33,154	29,141	63,627	11,337	74,964
比 較				△ 720	350	△ 370		△ 370

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当組合
	補正後	1,560	10,128	8,424	3,045	852	445		630	4,407
	補正前	1,560	10,188	8,254	3,045	852	465		300	4,477
	比 較		△ 60	170			△ 20		330	△ 70

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	12	8	43	32,434	29,147	61,624	11,337	72,961
補 正 前	12	8	43	33,154	28,797	61,994	11,337	73,331
比 較				△ 720	350	△ 370		△ 370

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	退職手当組合
	補正後	1,560	9,784	8,424	3,045	852	445		630	4,407
	補正前	1,560	9,844	8,254	3,045	852	465		300	4,477
	比 較		△ 60	170			△ 20		330	△ 70

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後		1	1,289		344	1,633		1,633
補 正 前		1	1,289		344	1,633		1,633
比 較								

(単位 千円)

手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	住居手当	退職手当組合
	補正後		344							
	補正前		344							
	比 較									

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 720	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 720		
手当	350	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	350		

令和4年度 城里町
下水道事業会計補正予算（第1号）
予算の概要

(単位 千円)

番号	事務事業名	新規区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	下水道施設等維持管理事業(電気使用料)		電気料金の高騰により、処理場及びマンホールポンプ施設の動力費不足が見込まれることから、補正を行う。	15,207	5	1管渠費 動力費1,586 2処理場費 動力費13,621
2	下水道施設等維持管理事業(路面復旧)		道路通行や生活環境に支障を及ぼさないよう、マンホール及び周辺道路の修繕を行う。	6,422	5	路面復旧費
3	流域地区下水道整備事業		増井地区の管渠埋設工事に伴う水道管移設のため、補償費を補正する。	20,000	6	水道管移設補償費
4	かつら水処理センターポンプ交換事業		かつら水処理センターNo.1放流ポンプの故障により、交換工事を行う。	1,026	6	工事請負費